

令和 6 年度 今治市地域防災計画（地震・津波災害対策編）・今治市水防計画修正 新旧対照表

●新旧対照表について

主要な修正箇所のみ記載しています。

字句の修正等、軽微な修正は省略しています。

また、地震・津波災害対策編の新旧対照表では、風水害等対策編と異なる記述内容がある章や節についてのみ、記載しています。

現 行 計 画	修 正 案	備 考															
今治市地域防災計画 (地震・津波災害対策編) 今 治 市 水 防 計 画  令和5年3月修正 今治市防災会議	今治市地域防災計画 (地震・津波災害対策編) 今 治 市 水 防 計 画  (修正素案) ■修正の表記方法について 〇〇〇〇 災害対策基本法等の法律改正、防災基本計画、指針・ガイドライン、愛媛県地域防災計画等の修正に伴う修正 〇〇〇〇 R6 愛媛県地域防災計画修正の新旧対照表（案）による修正 〇〇〇〇 主に今治市が行う追加の計画内容や時点修正等に伴う修正 〇〇〇〇 令和6年能登半島地震等の新たな災害の教訓や知見による修正 第〇節〇〇 風水害等対策編と異なる章や節 今治市防災会議																
【本計画における用語の定義】 <table><tr><td></td><td>用 語</td><td>定 義</td></tr><tr><td rowspan="2">避難場所等</td><td>指 定 緊 急 避 難 場 所 (避 難 場 所)</td><td>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市町村長が指定したもの。（災害対策基本法第 49 条の 4 から第 49 条の 6 まで及び第 49 条の 8 関係）</td></tr><tr><td>指 定 避 難 所</td><td>避難のための立退きを行つた居住者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をい</td></tr></table>		用 語	定 義	避難場所等	指 定 緊 急 避 難 場 所 (避 難 場 所)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市町村長が指定したもの。（災害対策基本法第 49 条の 4 から第 49 条の 6 まで及び第 49 条の 8 関係）	指 定 避 難 所	避難のための立退きを行つた居住者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をい	【本計画における用語の定義】 <table><tr><td></td><td>用 語</td><td>定 義</td></tr><tr><td rowspan="2">避難場所等</td><td>指 定 緊 急 避 難 場 所 (避 難 場 所)</td><td>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市町村長が指定したもの。（災害対策基本法第 49 条の 4 から第 49 条の 6 まで及び第 49 条の 8 関係）</td></tr><tr><td>指 定 避 難 所</td><td>避難のための立退きを行つた居住者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をい</td></tr></table>		用 語	定 義	避難場所等	指 定 緊 急 避 難 場 所 (避 難 場 所)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市町村長が指定したもの。（災害対策基本法第 49 条の 4 から第 49 条の 6 まで及び第 49 条の 8 関係）	指 定 避 難 所	避難のための立退きを行つた居住者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をい
	用 語	定 義															
避難場所等	指 定 緊 急 避 難 場 所 (避 難 場 所)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市町村長が指定したもの。（災害対策基本法第 49 条の 4 から第 49 条の 6 まで及び第 49 条の 8 関係）															
	指 定 避 難 所	避難のための立退きを行つた居住者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をい															
	用 語	定 義															
避難場所等	指 定 緊 急 避 難 場 所 (避 難 場 所)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市町村長が指定したもの。（災害対策基本法第 49 条の 4 から第 49 条の 6 まで及び第 49 条の 8 関係）															
	指 定 避 難 所	避難のための立退きを行つた居住者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をい															

地域防災計画・水防計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

現 行 計 画				修 正 案				備考
			う。（災害対策基本法第 49 条の 7 関係）				う。（災害対策基本法第 49 条の 7 関係）	
		指定一般避難所	指定避難所のうち、指定福祉避難所を除く施設を指定一般避難所という。（災害対策基本法施行令第 20 条の 6、同施行規則第 1 条の 7 の 2 関係）			指定一般避難所	指定避難所のうち、指定福祉避難所を除く施設を指定一般避難所という。（災害対策基本法施行令第 20 条の 6、同施行規則第 1 条の 7 の 2 関係）	
		指定福祉避難所	高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）、難病患者、妊産婦及び乳幼児、病弱者等避難生活に特別の配慮を要する人のための避難所をいう。この指定福祉避難所は、指定避難所の一種となっている。（災害対策基本法施行令第 20 条の 6、同施行規則第 1 条の 7 の 2 関係）			指定福祉避難所	高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）、難病患者、妊産婦及び乳幼児、病弱者等避難生活に特別の配慮を要する人のための避難所をいう。この指定福祉避難所は、指定避難所の一種となっている。（災害対策基本法施行令第 20 条の 6、同施行規則第 1 条の 7 の 2 関係）	
	一 時 集 合 場 所		各地域において、避難場所及び指定避難所への避難を行う際に一時的に集合する場所をいう。一時集合場所は、必要に応じて自主防災組織等が地域内の空地等をあらかじめ指定し、地域住民に周知する。		一 時 集 合 場 所		各地域において、避難場所及び指定避難所への避難を行う際に一時的に集合する場所をいう。一時集合場所は、必要に応じて自主防災組織等が地域内の空地等をあらかじめ指定し、地域住民に周知する。	
	避 難 路		避難場所へ通ずる道路又は緑道であって、避難圏内の住民を当該避難場所に迅速かつ安全に避難させるための道路等をいう。		避 難 路		避難場所へ通ずる道路又は緑道であって、避難圏内の住民を当該避難場所に迅速かつ安全に避難させるための道路等をいう。	
	避 難 経 路		避難場所や一時集合場所へ避難する際に利用するのに適した道路等をいう。各地区において、自主防災組織等があらかじめ指定し、地域住民に周知する。		避 難 経 路		避難場所や一時集合場所へ避難する際に利用するのに適した道路等をいう。各地区において、自主防災組織等があらかじめ指定し、地域住民に周知する。	
	事 前 避 難 対 象 地 域		地震発生後では津波からの避難が間に合わないおそれがあるため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表後、緊急災害対策本部長からの指示を受けて、避難指示等を発令すべき対象として、市町村があらかじめ定めた地域。住民事前避難対象地域と高齢者等事前避難対象地域を合わせた地域。		事 前 避 難 対 象 地 域		地震発生後では津波からの避難が間に合わないおそれがあるため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表後、緊急災害対策本部長からの指示を受けて、避難指示等を発令すべき対象として、市町村があらかじめ定めた地域。住民事前避難対象地域と高齢者等事前避難対象地域を合わせた地域。	
	住 民 事 前 避 難 対 象 地 域		事前避難対象地域のうち、市町村が避難指示等を発令し、全ての住民が 1 週間を基本とした避難行動をとるべき地域。		住 民 事 前 避 難 対 象 地 域		事前避難対象地域のうち、市町村が避難指示等を発令し、全ての住民が 1 週間を基本とした避難行動をとるべき地域。	
	高 齢 者 等 事 前 避 難 対 象 地 域		事前避難対象地域のうち、市町村が高齢者等避難を発令し、要配慮者等が 1 週間を基本とした避難行動をとるべき地域。		高 齢 者 等 事 前 避 難 対 象 地 域		事前避難対象地域のうち、市町村が高齢者等避難を発令し、要配慮者等が 1 週間を基本とした避難行動をとるべき地域。	
	地 区 防 災 計 画		地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、市等が活動の中心となる市地域防災計画とコミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図ろうとするもの。（災害対策基本法第 42 条第 3 項及び第 42 条の 2 関係）		地 区 防 災 計 画		地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、市等が活動の中心となる市地域防災計画とコミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図ろうとするもの。（災害対策基本法第 42 条第 3 項及び第 42 条の 2 関係）	
	要 配 慮 者		高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）、難病疾患、妊産婦、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。（災害対策基本法第 8 条第 2 項第 15 号関係）		要 配 慮 者		高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）、難病疾患、妊産婦、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。（災害対策基本法第 8 条第 2 項第 15 号関係）	
	避 難 行 動 要 支 援 者		要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。（災害対策基本法第 49 条の 10 関係）		避 難 行 動 要 支 援 者		要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。（災害対策基本法第 49 条の 10 関係）	
	罹 災 証 明 書		災害により被災した住家について、住家の被害認定調査等を行い、その被害の程度を証明したもの。（災害対策基本法第 90 条の 2 関係）		罹 災 証 明 書		災害により被災した住家について、住家の被害認定調査等を行い、その被害の程度を証明したもの。（災害対策基本法第 90 条の 2 関係）	
	罹 災 届 出 証 明 書		住家以外のものが罹災した場合において、証明の発行が必要な場合に、被災者からの罹災の届出があったことを証明するものをいう。		罹 災 届 出 証 明 書		住家以外のものが罹災した場合において、証明の発行が必要な場合に、被災者からの罹災の届出があったことを証明するものをいう。	
	被 災 者 台 帳		被災者の援護を実施するための基礎とする台帳をいう。（災害対策基本法第 90 条の 3 関係）		被 災 者 台 帳		被災者の援護を実施するための基礎とする台帳をいう。（災害対策基本法第 90 条の 3 関係）	
	L ア ラ ー ト		災害時に、地方公共団体・ライフライン事業者等が、放送局・		L ア ラ ー ト		災害時に、地方公共団体・ライフライン事業者等が、放送局・	

地域防災計画・水防計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

現 行 計 画			修 正 案			備考																											
	<table><tr><td>(災害情報共有システム)</td><td>アプリ事業者等の多様なメディアを通じて地域住民等に対して必要な情報を迅速かつ効率的に伝達する共通基盤をいう。</td></tr><tr><td>J ア ラ ー ト (全国瞬時警報システム)</td><td>緊急地震速報、津波警報、弾道ミサイル情報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を緊急速報メール、市防災行政無線等により、国から住民まで瞬時に伝達するシステムをいう。</td></tr><tr><td>D M A T (災害派遣医療チーム)</td><td>医師、看護師、業務調整員で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね 48 時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チームをいう。</td></tr><tr><td>D P A T (災害派遣精神医療チーム)</td><td>自然災害や航空機・列車事故、犯罪事件などの集団災害の後、被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行う専門チームをいう。</td></tr><tr><td>D H E A T (災害時健康危機管理支援チーム)</td><td>大規模災害時等に重大な健康危機が発生した場合に、被災地域に入り、保健医療行政の指揮調整機能等の応援を行う専門チームをいう。</td></tr><tr><td>ト リ ア ー ジ</td><td>災害や事故発生現場等において多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うために治療優先順位を決定することをいう。</td></tr><tr><td>福 祉 人 材 マ ッ チ ン グ リ ス ト</td><td>現役の福祉専門職である「災害時福祉人材」とリストに登録された福祉専門職の離職者やＯＢの有志から構成される「災害時福祉ボランティア人材」の有志が登録されたリスト。発災後、指定福祉避難所等において要配慮者に対する日常生活支援（移動支援、食事介助など）や心のケア、相談支援等を実施する。</td></tr></table>	(災害情報共有システム)	アプリ事業者等の多様なメディアを通じて地域住民等に対して必要な情報を迅速かつ効率的に伝達する共通基盤をいう。	J ア ラ ー ト (全国瞬時警報システム)	緊急地震速報、津波警報、弾道ミサイル情報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を緊急速報メール、市防災行政無線等により、国から住民まで瞬時に伝達するシステムをいう。	D M A T (災害派遣医療チーム)	医師、看護師、業務調整員で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね 48 時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チームをいう。	D P A T (災害派遣精神医療チーム)	自然災害や航空機・列車事故、犯罪事件などの集団災害の後、被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行う専門チームをいう。	D H E A T (災害時健康危機管理支援チーム)	大規模災害時等に重大な健康危機が発生した場合に、被災地域に入り、保健医療行政の指揮調整機能等の応援を行う専門チームをいう。	ト リ ア ー ジ	災害や事故発生現場等において多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うために治療優先順位を決定することをいう。	福 祉 人 材 マ ッ チ ン グ リ ス ト	現役の福祉専門職である「災害時福祉人材」とリストに登録された福祉専門職の離職者やＯＢの有志から構成される「災害時福祉ボランティア人材」の有志が登録されたリスト。発災後、指定福祉避難所等において要配慮者に対する日常生活支援（移動支援、食事介助など）や心のケア、相談支援等を実施する。			<table><tr><td>(災害情報共有システム)</td><td>アプリ事業者等の多様なメディアを通じて地域住民等に対して必要な情報を迅速かつ効率的に伝達する共通基盤をいう。</td></tr><tr><td>J ア ラ ー ト (全国瞬時警報システム)</td><td>緊急地震速報、津波警報、弾道ミサイル情報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を緊急速報メール、市防災行政無線等により、国から住民まで瞬時に伝達するシステムをいう。</td></tr><tr><td>D M A T (災害派遣医療チーム)</td><td>医師、看護師、業務調整員で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね 48 時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チームをいう。</td></tr><tr><td>D P A T (災害派遣精神医療チーム)</td><td>自然災害や航空機・列車事故、犯罪事件などの集団災害の後、被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行う専門チームをいう。</td></tr><tr><td>D H E A T (災害時健康危機管理支援チーム)</td><td>大規模災害時等に重大な健康危機が発生した場合に、被災地域に入り、保健医療行政の指揮調整機能等の応援を行う専門チームをいう。</td></tr><tr><td>ト リ ア ー ジ</td><td>災害や事故発生現場等において多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うために治療優先順位を決定することをいう。</td></tr><tr><td>福 祉 人 材 マ ッ チ ン グ リ ス ト</td><td>現役の福祉専門職である「災害時福祉人材」とリストに登録された福祉専門職の離職者やＯＢの有志から構成される「災害時福祉ボランティア人材」の有志が登録されたリスト。発災後、指定福祉避難所等において要配慮者に対する日常生活支援（移動支援、食事介助など）や心のケア、相談支援等を実施する。</td></tr></table>	(災害情報共有システム)	アプリ事業者等の多様なメディアを通じて地域住民等に対して必要な情報を迅速かつ効率的に伝達する共通基盤をいう。	J ア ラ ー ト (全国瞬時警報システム)	緊急地震速報、津波警報、弾道ミサイル情報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を緊急速報メール、市防災行政無線等により、国から住民まで瞬時に伝達するシステムをいう。	D M A T (災害派遣医療チーム)	医師、看護師、業務調整員で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね 48 時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チームをいう。	D P A T (災害派遣精神医療チーム)	自然災害や航空機・列車事故、犯罪事件などの集団災害の後、被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行う専門チームをいう。	D H E A T (災害時健康危機管理支援チーム)	大規模災害時等に重大な健康危機が発生した場合に、被災地域に入り、保健医療行政の指揮調整機能等の応援を行う専門チームをいう。	ト リ ア ー ジ	災害や事故発生現場等において多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うために治療優先順位を決定することをいう。	福 祉 人 材 マ ッ チ ン グ リ ス ト	現役の福祉専門職である「災害時福祉人材」とリストに登録された福祉専門職の離職者やＯＢの有志から構成される「災害時福祉ボランティア人材」の有志が登録されたリスト。発災後、指定福祉避難所等において要配慮者に対する日常生活支援（移動支援、食事介助など）や心のケア、相談支援等を実施する。	
(災害情報共有システム)	アプリ事業者等の多様なメディアを通じて地域住民等に対して必要な情報を迅速かつ効率的に伝達する共通基盤をいう。																																
J ア ラ ー ト (全国瞬時警報システム)	緊急地震速報、津波警報、弾道ミサイル情報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を緊急速報メール、市防災行政無線等により、国から住民まで瞬時に伝達するシステムをいう。																																
D M A T (災害派遣医療チーム)	医師、看護師、業務調整員で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね 48 時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チームをいう。																																
D P A T (災害派遣精神医療チーム)	自然災害や航空機・列車事故、犯罪事件などの集団災害の後、被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行う専門チームをいう。																																
D H E A T (災害時健康危機管理支援チーム)	大規模災害時等に重大な健康危機が発生した場合に、被災地域に入り、保健医療行政の指揮調整機能等の応援を行う専門チームをいう。																																
ト リ ア ー ジ	災害や事故発生現場等において多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うために治療優先順位を決定することをいう。																																
福 祉 人 材 マ ッ チ ン グ リ ス ト	現役の福祉専門職である「災害時福祉人材」とリストに登録された福祉専門職の離職者やＯＢの有志から構成される「災害時福祉ボランティア人材」の有志が登録されたリスト。発災後、指定福祉避難所等において要配慮者に対する日常生活支援（移動支援、食事介助など）や心のケア、相談支援等を実施する。																																
(災害情報共有システム)	アプリ事業者等の多様なメディアを通じて地域住民等に対して必要な情報を迅速かつ効率的に伝達する共通基盤をいう。																																
J ア ラ ー ト (全国瞬時警報システム)	緊急地震速報、津波警報、弾道ミサイル情報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を緊急速報メール、市防災行政無線等により、国から住民まで瞬時に伝達するシステムをいう。																																
D M A T (災害派遣医療チーム)	医師、看護師、業務調整員で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね 48 時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チームをいう。																																
D P A T (災害派遣精神医療チーム)	自然災害や航空機・列車事故、犯罪事件などの集団災害の後、被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行う専門チームをいう。																																
D H E A T (災害時健康危機管理支援チーム)	大規模災害時等に重大な健康危機が発生した場合に、被災地域に入り、保健医療行政の指揮調整機能等の応援を行う専門チームをいう。																																
ト リ ア ー ジ	災害や事故発生現場等において多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うために治療優先順位を決定することをいう。																																
福 祉 人 材 マ ッ チ ン グ リ ス ト	現役の福祉専門職である「災害時福祉人材」とリストに登録された福祉専門職の離職者やＯＢの有志から構成される「災害時福祉ボランティア人材」の有志が登録されたリスト。発災後、指定福祉避難所等において要配慮者に対する日常生活支援（移動支援、食事介助など）や心のケア、相談支援等を実施する。																																
今治市地域防災計画（地震・津波災害編）・今治市水防計画			今治市地域防災計画（地震・津波災害編）・今治市水防計画																														
目 次			目 次																														
第 1 部 総 則			第 1 部 総 則																														
第 1 章 計画の主旨…………… 1			第 1 章 計画の主旨…………… 1																														
第 1 節 計画の目的…………… 1			第 1 節 計画の目的…………… 1																														
第 2 節 計画の性格…………… 2			第 2 節 計画の性格…………… 2																														
第 3 節 計画の位置付け、構成…………… 3			第 3 節 計画の位置付け、構成…………… 3																														
第 4 節 計画の修正…………… 4			第 4 節 計画の修正…………… 4																														
第 5 節 他の計画との関係…………… 5			第 5 節 他の計画との関係…………… 5																														
第 6 節 計画の習熟…………… 5			第 6 節 計画の習熟…………… 5																														
第 7 節 防災基本方針（防災ビジョン）…………… 5			第 7 節 防災基本方針（防災ビジョン）…………… 5																														
第 2 章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱…………… 11			第 2 章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱…………… 11																														
第 3 章 市民及び事業所の基本的責務…………… 19			第 3 章 市民及び事業所の基本的責務…………… 20																														
第 1 節 市民の基本的責務…………… 19			第 1 節 市民の基本的責務…………… 20																														
第 2 節 事業所の基本的責務…………… 19			第 2 節 事業所の基本的責務…………… 20																														
第 4 章 市域の災害環境…………… 21			第 4 章 市域の災害環境…………… 22																														
第 1 節 自然的条件…………… 21			第 1 節 自然的条件…………… 22																														
第 2 節 社会的条件…………… 24			第 2 節 社会的条件…………… 25																														
第 3 節 災害履歴…………… 25			第 3 節 災害履歴…………… 26																														

地域防災計画・水防計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考
第4節 地震被害の想定……………27	第4節 地震被害の想定……………28	
第5節 「南海トラフ巨大地震」の被害想定……………31	第5節 「南海トラフ巨大地震」の被害想定……………32	
第2部 災害予防計画	第2部 災害予防計画	
第1章 防災思想・知識の普及……………37	第1章 防災思想・知識の普及……………39	
第1節 市職員に対する教育……………37	第1節 市職員に対する教育……………39	
第2節 教職員及び児童生徒に対する教育……………38	第2節 教職員及び児童生徒に対する教育……………40	
第3節 市民に対する防災知識の普及……………38	第3節 市民に対する防災知識の普及……………40	
第4節 関係機関の活動……………42	第4節 関係機関の活動……………44	
第5節 企業防災の推進……………42	第5節 企業防災の推進……………44	
第2章 自主防災組織活動……………43	第2章 自主防災組織活動……………46	
第1節 市民の果たすべき役割……………43	第1節 市民の果たすべき役割……………46	
第2節 自主防災組織の育成強化……………45	第2節 自主防災組織の育成強化……………48	
第3節 地域における自主防災組織の果たすべき役割……………47	第3節 地域における自主防災組織の果たすべき役割……………50	
第4節 自主防災組織と消防団等との連携……………51	第4節 自主防災組織と消防団等との連携……………54	
第5節 事業所等における自主防災活動（自衛消防組織等の編成）……………51	第5節 事業所等における自主防災活動（自衛消防組織等の編成）……………54	
第6節 地区防災計画の策定……………52	第6節 地区防災計画の策定……………56	
第3章 ボランティア活動の環境整備……………55	第3章 ボランティア活動の環境整備……………58	
第1節 ボランティアの養成等……………55	第1節 ボランティアの養成等……………58	
第2節 ボランティアの果たすべき役割……………56	第2節 ボランティアの果たすべき役割……………59	
第4章 地震・津波防災訓練の実施……………58	第4章 地震・津波防災訓練の実施……………61	
第1節 総合防災訓練……………58	第1節 総合防災訓練……………61	
第2節 市職員における防災訓練……………59	第2節 市職員における防災訓練……………62	
第3節 地域及び各種施設等における防災訓練……………60	第3節 地域及び各種施設等における防災訓練……………63	
第4節 消防機関における防災訓練……………61	第4節 消防機関における防災訓練……………64	
第5節 津波避難訓練……………62	第5節 津波避難訓練……………65	
第6節 他の防災訓練への参加協力……………62	第6節 他の防災訓練への参加協力……………66	
第7節 「防災・危機管理セルフチェック項目」の活用……………63	第7節 「防災・危機管理セルフチェック項目」の活用……………66	
第5章 業務継続計画の策定・見直し……………64	第5章 業務継続計画の策定・見直し……………67	
第1節 業務継続計画の概要……………64	第1節 業務継続計画の概要……………67	
第2節 市の業務継続計画……………64	第2節 市の業務継続計画……………67	
第6章 火災予防対策……………65	第6章 火災予防対策……………68	
第1節 出火防止、初期消火……………65	第1節 出火防止、初期消火……………68	
第2節 消防力（消火）の充実強化……………67	第2節 消防力（消火）の充実強化……………70	
第3節 消防水利の整備……………68	第3節 消防水利の整備……………71	
第7章 津波災害予防対策……………69	第7章 津波災害予防対策……………73	
第1節 海岸保全施設の整備……………69	第1節 海岸保全施設の整備……………73	
第2節 津波からの防護のための施設の防災対策……………70	第2節 津波からの防護のための施設の防災対策……………74	
第3節 道路施設の津波対策……………70	第3節 道路施設の津波対策……………74	
第4節 交通対策……………71	第4節 交通対策……………75	
第5節 ライフライン施設の津波対策……………71	第5節 ライフライン施設の津波対策……………75	
第6節 危険物施設の津波対策……………72	第6節 危険物施設の津波対策……………76	
第8章 水害予防対策……………77	第8章 水害予防対策……………81	
第1節 河川管理施設の整備……………77	第1節 河川管理施設の整備……………81	
第2節 消防力（水防）の強化……………77	第2節 消防力（水防）の強化……………81	
第3節 地下空間浸水災害対策の強化……………78	第3節 地下空間浸水災害対策の強化……………82	
第9章 地盤災害予防対策……………79	第9章 地盤災害予防対策……………83	
第1節 土砂災害危険箇所の把握……………79	第1節 土砂災害危険箇所の把握……………83	
第2節 土砂災害警戒区域内の避難体制の整備等……………81	第2節 土砂災害警戒区域内の避難体制の整備等……………85	
第3節 土砂災害対策……………82	第3節 土砂災害対策……………86	

地域防災計画・水防計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

現 行 計 画		修 正 案	備考
第4節 土砂災害危険箇所の点検及び訓練等	83	第4節 土砂災害危険箇所の点検及び訓練等	87
第5節 山崩れ、がけ崩れ防止対策の推進	83	第5節 山崩れ、がけ崩れ防止対策の推進	87
第6節 液状化対策の推進	83	第6節 液状化対策の推進	87
第7節 大規模盛土造成地マップの作成等	84	第7節 大規模盛土造成地マップの作成等	88
第10章 孤立地区対策	85	第10章 孤立地区対策	89
第11章 避難応急体制の整備	86	第11章 避難応急体制の整備	91
第1節 地震発生時の避難応急体制の整備	86	第1節 地震発生時の避難応急体制の整備	91
第2節 津波発生時の避難応急体制の整備	92	第2節 津波発生時の避難応急体制の整備	98
第12章 市民生活の確保対策	99	第12章 市民生活の確保対策	104
第1節 指定一般避難所の開設・運営体制の整備	99	第1節 指定一般避難所の開設・運営体制の整備	104
第2節 食料及び生活必需品等の確保	101	第2節 食料及び生活必需品等の確保	107
第3節 飲料水等の確保	102	第3節 飲料水等の確保	109
第4節 物資供給体制の整備	103	第4節 物資供給体制の整備	110
第5節 医療救護体制の確保	104	第5節 医療救護体制の確保	111
第6節 救急救助体制の確保	109	第6節 救急救助体制の確保	116
第7節 防疫・衛生活動の確保	109	第7節 防疫・衛生活動の確保	117
第8節 保健衛生活動体制の整備	110	第8節 保健衛生活動体制の整備	117
第9節 し尿処理体制の整備	110	第9節 し尿処理体制の整備	117
第10節 ごみ処理体制の整備	112	第10節 ごみ処理体制の整備	119
第11節 被災建築物等における安全対策	112	第11節 被災建築物等における安全対策	120
第13章 要配慮者の支援対策	114	第13章 要配慮者の支援対策	122
第1節 要配慮者の安全確保体制の確立	114	第1節 要配慮者の安全確保体制の確立	122
第2節 社会福祉施設等における対策	120	第2節 社会福祉施設等における対策	129
第3節 外国人及び市外からの来訪者への対策	121	第3節 外国人及び市外からの来訪者への対策	129
第14章 広域応援及び受援体制の整備	122	第14章 広域応援及び受援体制の整備	130
第15章 情報通信システムの整備	125	第15章 情報通信システムの整備	134
第16章 緊急輸送体制の整備	128	第16章 緊急輸送体制の整備	138
第1節 緊急輸送ネットワークの整備	128	第1節 緊急輸送ネットワークの整備	138
第2節 陸上輸送の環境整備	128	第2節 陸上輸送の環境整備	138
第3節 航空輸送の環境整備	129	第3節 航空輸送の環境整備	139
第4節 海上輸送の環境整備	129	第4節 海上輸送の環境整備	139
第5節 運送事業者等との協力体制の整備	129	第5節 運送事業者等との協力体制の整備	140
第17章 防災都市づくりの推進	131	第17章 防災都市づくりの推進	141
第1節 安全・安心な都市づくりの推進	131	第1節 安全・安心な都市づくりの推進	141
第2節 市街地の整備	132	第2節 市街地の整備	142
第3節 公園等オープンスペースの確保	132	第3節 公園等オープンスペースの確保	142
第4節 道路施設の整備	132	第4節 道路施設の整備	142
第5節 建築物の耐震化及び不燃化	133	第5節 建築物の耐震化及び不燃化	143
第6節 建築物、工作物等の崩壊、倒壊防止	135	第6節 建築物、工作物等の崩壊、倒壊防止	145
第7節 地下空間の浸水防止	137	第7節 地下空間の浸水防止	147
第8節 コンピュータの安全対策	137	第8節 コンピュータの安全対策	147
第18章 ライフラインの災害予防対策	138	第18章 ライフラインの災害予防対策	149
第1節 水道施設	138	第1節 水道施設	149
第2節 下水道施設	139	第2節 下水道施設	150
第3節 工業用水道施設	140	第3節 工業用水道施設	151
第4節 電力施設	140	第4節 電力施設	151
第5節 ガス施設	141	第5節 ガス施設	152
第6節 電信電話施設	142	第6節 電信電話施設	153
第7節 廃棄物処理施設	143	第7節 廃棄物処理施設	154

地域防災計画・水防計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考
第 1 9 章 公共土木施設等の災害予防対策…………… 144 第 1 節 道路施設…………… 144 第 2 節 河川管理施設…………… 145 第 3 節 海岸保全施設…………… 146 第 4 節 港湾施設…………… 146 第 5 節 漁港施設…………… 147 第 6 節 農業用施設…………… 148 第 2 0 章 危険物施設等の災害予防対策…………… 150 第 1 節 危険物施設…………… 150 第 2 節 高圧ガス施設…………… 151 第 2 1 章 資機材等の点検整備…………… 152 第 2 2 章 地震防災緊急事業五箇年計画…………… 154 第 2 3 章 災害復旧・復興への備え…………… 156 第 1 節 平常時からの備え…………… 156 第 2 節 複合災害への備え…………… 157 第 3 節 災害廃棄物の発生への対応…………… 157 第 4 節 各種データの整備保全…………… 158 第 5 節 地震保険の活用…………… 158 第 6 節 保険・共済の活用…………… 158 第 7 節 罹災証明書交付体制の整備…………… 158 第 8 節 事前復興計画策定の検討…………… 159 第 3 部 災害応急対策計画 第 1 章 応急措置の概要…………… 161 第 2 章 応急活動体制…………… 163 第 1 節 活動体制の区分・配備…………… 163 第 2 節 災害警戒本部…………… 166 第 3 節 災害対策本部…………… 168 第 4 節 活動体制区分別職員配備（地震・津波）…………… 171 第 3 章 情報活動…………… 173 第 1 節 情報連絡体制…………… 174 第 2 節 地震直後の情報活動…………… 177 第 3 節 地震及び津波関連情報の収集、伝達…………… 177 第 4 節 被害状況の収集、伝達…………… 185 第 4 章 広報活動…………… 193 第 1 節 実施機関とその分担…………… 194 第 2 節 広報の実施手順…………… 196 第 3 節 報道機関への発表、協力要請…………… 198 第 4 節 広聴活動…………… 199 第 5 節 市民が必要な情報を入手する方法…………… 199 第 6 節 被災者の安否に関する情報の提供…………… 200 第 5 章 広域応援活動…………… 201 第 1 節 県に対する応援要請…………… 202 第 2 節 他市町、指定地方公共機関等への応援・協力要請…………… 203 第 3 節 広域応援の受入れ…………… 205 第 4 節 自衛隊の災害派遣要請…………… 206 第 5 節 海上保安庁に対する支援要請…………… 210 第 6 章 地震災害時の避難活動…………… 212 第 1 節 高齢者等避難、避難指示等…………… 212	第 1 9 章 公共土木施設等の災害予防対策…………… 155 第 1 節 道路施設…………… 155 第 2 節 河川管理施設…………… 156 第 3 節 海岸保全施設…………… 157 第 4 節 港湾施設…………… 157 第 5 節 漁港施設…………… 158 第 6 節 農業用施設…………… 159 第 2 0 章 危険物施設等の災害予防対策…………… 161 第 1 節 危険物施設…………… 161 第 2 節 高圧ガス施設…………… 162 第 2 1 章 資機材等の点検整備…………… 163 第 2 2 章 地震防災緊急事業五箇年計画…………… 165 第 2 3 章 災害復旧・復興への備え…………… 167 第 1 節 平常時からの備え…………… 167 第 2 節 複合災害への備え…………… 168 第 3 節 災害廃棄物の発生への対応…………… 168 第 4 節 公費解体に関する体制の整備…………… 169 第 5 節 各種データの整備保全…………… 169 第 6 節 地震保険の活用…………… 169 第 7 節 保険・共済の活用…………… 169 第 8 節 罹災証明書交付体制の整備…………… 170 第 9 節 事前復興計画策定の検討…………… 170 第 3 部 災害応急対策計画 第 1 章 応急措置の概要…………… 173 第 2 章 応急活動体制…………… 175 第 1 節 活動体制の区分・配備…………… 175 第 2 節 災害警戒本部…………… 178 第 3 節 災害対策本部…………… 180 第 4 節 活動体制区分別職員配備（地震・津波）…………… 183 第 3 章 情報活動…………… 185 第 1 節 情報連絡体制…………… 186 第 2 節 地震直後の情報活動…………… 189 第 3 節 地震及び津波関連情報の収集、伝達…………… 189 第 4 節 被害状況の収集、伝達…………… 199 第 4 章 広報活動…………… 207 第 1 節 実施機関とその分担…………… 208 第 2 節 広報の実施手順…………… 210 第 3 節 報道機関への発表、協力要請…………… 212 第 4 節 広聴活動…………… 213 第 5 節 市民が必要な情報を入手する方法…………… 213 第 6 節 被災者の安否に関する情報の提供…………… 214 第 5 章 広域応援活動…………… 215 第 1 節 県に対する応援要請…………… 216 第 2 節 他市町、指定地方公共機関等への応援・協力要請…………… 217 第 3 節 広域応援の受入れ…………… 219 第 4 節 自衛隊の災害派遣要請…………… 220 第 5 節 海上保安庁に対する支援要請…………… 224 第 6 章 地震災害時の避難活動…………… 226 第 1 節 高齢者等避難、避難指示等…………… 226	

地域防災計画・水防計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考
第 2 節 避難誘導及び避難の方法…………… 217	第 2 節 避難誘導及び避難の方法…………… 231	
第 3 節 各施設における避難対策…………… 218	第 3 節 各施設における避難対策…………… 232	
第 7 章 津波災害時の避難活動…………… 222	第 7 章 津波災害時の避難活動…………… 236	
第 1 節 避難指示…………… 222	第 1 節 避難指示…………… 236	
第 2 節 避難誘導及び避難の方法…………… 224	第 2 節 避難誘導及び避難の方法…………… 238	
第 3 節 各施設における避難対策…………… 226	第 3 節 各施設における避難対策…………… 240	
第 8 章 指定一般避難所運営…………… 228	第 8 章 指定一般避難所運営…………… 242	
第 1 節 指定一般避難所の開設…………… 228	第 1 節 指定一般避難所の開設…………… 242	
第 2 節 指定一般避難所の管理運営…………… 230	第 2 節 指定一般避難所の管理運営…………… 245	
第 3 節 指定一般避難所の閉鎖…………… 233	第 3 節 指定一般避難所の閉鎖…………… 247	
第 9 章 緊急輸送活動…………… 234	第 9 章 緊急輸送活動…………… 249	
第 1 節 緊急輸送の配慮事項…………… 234	第 1 節 緊急輸送の配慮事項…………… 249	
第 2 節 緊急輸送の対象…………… 235	第 2 節 緊急輸送の対象…………… 250	
第 3 節 緊急輸送の段階別対応…………… 235	第 3 節 緊急輸送の段階別対応…………… 250	
第 4 節 緊急輸送体制の確立…………… 236	第 4 節 緊急輸送体制の確立…………… 251	
第 5 節 輸送活動…………… 237	第 5 節 輸送活動…………… 252	
第 1 0 章 交通確保対策…………… 238	第 1 0 章 交通確保対策…………… 253	
第 1 節 陸上交通の確保対策…………… 238	第 1 節 陸上交通の確保対策…………… 253	
第 2 節 海上交通の確保対策…………… 242	第 2 節 海上交通の確保対策…………… 257	
第 1 1 章 災害拡大防止活動…………… 244	第 1 1 章 災害拡大防止活動…………… 259	
第 1 節 消防活動…………… 245	第 1 節 消防活動…………… 260	
第 2 節 人命救助活動…………… 248	第 2 節 人命救助活動…………… 263	
第 3 節 医療救護活動…………… 250	第 3 節 医療救護活動…………… 265	
第 4 節 被災建築物及び被災宅地に対する応急危険度判定の実施…………… 254	第 4 節 被災建築物及び被災宅地に対する応急危険度判定の実施…………… 269	
第 1 2 章 生活救援活動…………… 256	第 1 2 章 生活救援活動…………… 271	
第 1 節 食料の供給…………… 257	第 1 節 食料の供給…………… 272	
第 2 節 生活必需品等の供給…………… 259	第 2 節 生活必需品等の供給…………… 274	
第 3 節 飲料水の供給…………… 261	第 3 節 飲料水の供給…………… 277	
第 4 節 応急仮設住宅の確保等…………… 264	第 4 節 応急仮設住宅の確保等…………… 279	
第 1 3 章 環境、保健衛生対策…………… 270	第 1 3 章 環境、保健衛生対策…………… 285	
第 1 節 し尿の処理…………… 271	第 1 節 し尿の処理…………… 286	
第 2 節 ごみの処理…………… 273	第 2 節 ごみの処理…………… 288	
第 3 節 障害物の除去…………… 274	第 3 節 障害物の除去…………… 289	
第 4 節 災害廃棄物の処理…………… 276	第 4 節 災害廃棄物の処理…………… 291	
第 5 節 防疫・保健活動…………… 279	第 5 節 防疫・保健活動…………… 294	
第 6 節 行方不明者の捜索及び死体の措置…………… 281	第 6 節 行方不明者の捜索及び死体の措置…………… 296	
第 7 節 災害時における動物の管理…………… 283	第 7 節 災害時における動物の管理…………… 298	
第 1 4 章 要配慮者に対する援助活動…………… 285	第 1 4 章 要配慮者に対する援助活動…………… 301	
第 1 5 章 孤立地区に対する支援対策…………… 288	第 1 5 章 孤立地区に対する支援対策…………… 304	
第 1 6 章 ボランティア活動対策…………… 290	第 1 6 章 ボランティア活動対策…………… 306	
第 1 7 章 ライフラインの確保対策…………… 293	第 1 7 章 ライフラインの確保対策…………… 309	
第 1 節 水道施設…………… 293	第 1 節 水道施設…………… 309	
第 2 節 下水道施設…………… 296	第 2 節 下水道施設…………… 312	
第 3 節 工業用水道施設…………… 296	第 3 節 工業用水道施設…………… 312	
第 4 節 電力施設…………… 297	第 4 節 電力施設…………… 313	
第 5 節 ガス施設…………… 298	第 5 節 ガス施設…………… 314	
第 6 節 L P ガス施設…………… 299	第 6 節 L P ガス施設…………… 315	
第 7 節 電信電話施設…………… 300	第 7 節 電信電話施設…………… 316	
第 8 節 災害廃棄物処理施設…………… 302	第 8 節 災害廃棄物処理施設…………… 318	

地域防災計画・水防計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考
第 1 8 章 公共土木施設等の確保対策…………… 304 第 1 節 道路施設…………… 304 第 2 節 河川管理施設…………… 305 第 3 節 その他の公共土木施設等…………… 306 第 1 9 章 危険物施設等の応急対策…………… 308 第 1 節 危険物施設…………… 308 第 2 節 高圧ガス施設…………… 309 第 3 節 毒物、劇物貯蔵施設…………… 309 第 2 0 章 応急教育活動…………… 310 第 1 節 応急教育の実施…………… 310 第 2 節 学用品の調達及び支給…………… 313 第 3 節 文化財の応急措置…………… 313 第 2 1 章 社会秩序維持活動…………… 314 第 2 2 章 災害救助法の適用…………… 316 第 4 部 災害復旧・復興計画 第 1 章 公共施設の災害復旧…………… 321 第 2 章 民生安定計画…………… 324 第 1 節 住宅の確保…………… 324 第 2 節 雇用機会の確保…………… 325 第 3 節 義援物資、義援金の受付及び配分…………… 325 第 4 節 日本郵政グループの救援対策…………… 327 第 5 節 罹災証明書等の発行…………… 327 第 6 節 被災者台帳の作成…………… 328 第 7 節 要配慮者の支援…………… 329 第 3 章 経済秩序安定計画…………… 330 第 1 節 税、公共料金等の措置…………… 330 第 2 節 災害弔慰金、生活資金等の支援…………… 331 第 3 節 被災者生活再建支援金…………… 332 第 4 節 中小企業・自営業への支援…………… 333 第 5 節 流通機能回復…………… 334 第 6 節 生活相談の実施…………… 334 第 4 章 復興対策…………… 336 第 1 節 災害復興本部の設置…………… 336 第 2 節 復興計画の策定…………… 336 第 3 節 災害復興事業の実施…………… 338 第 5 部 南海トラフ地震防災対策推進計画 第 1 章 総則…………… 341 第 1 節 推進計画の目的…………… 341 第 2 節 推進計画の性格と役割…………… 341 第 3 節 南海トラフ地震防災対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者に係る区域…………… 342 第 4 節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱…………… 346 第 2 章 関係者との連携協力の確保…………… 347 第 1 節 資機材、人員等の配備手配…………… 347 第 2 節 他機関に対する応援要請…………… 347 第 3 節 帰宅困難者への対応…………… 347 第 3 章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項…………… 348 第 1 節 津波からの防護…………… 348 第 2 節 津波に関する情報の伝達等…………… 349	第 1 8 章 公共土木施設等の確保対策…………… 320 第 1 節 道路施設…………… 320 第 2 節 河川管理施設…………… 321 第 3 節 その他の公共土木施設等…………… 322 第 1 9 章 危険物施設等の応急対策…………… 324 第 1 節 危険物施設…………… 324 第 2 節 高圧ガス施設…………… 325 第 3 節 毒物、劇物貯蔵施設…………… 325 第 2 0 章 応急教育活動…………… 326 第 1 節 応急教育の実施…………… 326 第 2 節 学用品の調達及び支給…………… 329 第 3 節 文化財の応急措置…………… 329 第 2 1 章 社会秩序維持活動…………… 330 第 2 2 章 災害救助法の適用…………… 332 第 4 部 災害復旧・復興計画 第 1 章 公共施設の災害復旧…………… 337 第 2 章 民生安定計画…………… 340 第 1 節 住宅の確保…………… 340 第 2 節 雇用機会の確保…………… 341 第 3 節 義援物資、義援金の受付及び配分…………… 341 第 4 節 日本郵政グループの救援対策…………… 343 第 5 節 罹災証明書等の発行…………… 343 第 6 節 被災者台帳の作成…………… 344 第 7 節 要配慮者の支援…………… 345 第 3 章 経済秩序安定計画…………… 346 第 1 節 税、公共料金等の措置…………… 346 第 2 節 災害弔慰金、生活資金等の支援…………… 347 第 3 節 被災者生活再建支援金…………… 348 第 4 節 中小企業・自営業への支援…………… 349 第 5 節 流通機能回復…………… 350 第 6 節 生活相談の実施…………… 350 第 4 章 復興対策…………… 352 第 1 節 災害復興本部の設置…………… 352 第 2 節 復興計画の策定…………… 352 第 3 節 災害復興事業の実施…………… 355 第 5 部 南海トラフ地震防災対策推進計画 第 1 章 総則…………… 357 第 1 節 推進計画の目的…………… 357 第 2 節 推進計画の性格と役割…………… 357 第 3 節 南海トラフ地震防災対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者に係る区域…………… 358 第 4 節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱…………… 362 第 2 章 関係者との連携協力の確保…………… 363 第 1 節 資機材、人員等の配備手配…………… 363 第 2 節 他機関に対する応援要請…………… 363 第 3 節 帰宅困難者への対応…………… 363 第 3 章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項…………… 364 第 1 節 津波からの防護…………… 364 第 2 節 津波に関する情報の伝達等…………… 365	

地域防災計画・水防計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考
第3節 避難指示の発令基準…………… 350	第3節 避難指示の発令基準…………… 366	
第4節 避難対策等…………… 351	第4節 避難対策等…………… 367	
第5節 消防機関等の活動…………… 362	第5節 消防機関等の活動…………… 378	
第6節 水道、電気、ガス、通信及び放送関係の活動…………… 362	第6節 水道、電気、ガス、通信及び放送関係の活動…………… 378	
第7節 交通対策…………… 365	第7節 交通対策…………… 381	
第8節 市自ら管理等を行う施設等に関する津波対策…………… 366	第8節 市自ら管理等を行う施設等に関する津波対策…………… 382	
第9節 迅速な救助…………… 368	第9節 迅速な救助…………… 384	
第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等…………… 369	第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等…………… 385	
第1節 「南海トラフ地震に関連する情報」について…………… 369	第1節 「南海トラフ地震に関連する情報」について…………… 385	
第2節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策372	第2節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策388	
第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策…………… 372	第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策…………… 388	
第4節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策…………… 377	第4節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策…………… 393	
第5節 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合における災害応急対策 378	第5節 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合における災害応急対策 394	
第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画…………… 380	第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画…………… 396	
第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設の整備…………… 380	第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設の整備…………… 396	
第2節 建築物等の耐震化の推進…………… 381	第2節 建築物等の耐震化の推進…………… 397	
第6章 防災訓練…………… 382	第6章 防災訓練…………… 398	
第1節 南海トラフ地震を想定した防災訓練の実施…………… 382	第1節 南海トラフ地震を想定した防災訓練の実施…………… 398	
第2節 学校における津波防災訓練の実施…………… 382	第2節 学校における津波防災訓練の実施…………… 398	
第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画…………… 384	第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画…………… 400	
第1節 地域防災力の向上…………… 384	第1節 地域防災力の向上…………… 400	
第2節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画…………… 385	第2節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画…………… 401	

現 行 計 画				修 正 案				備考																																																																																																																											
第 1 部 総 則								第 1 部 総 則																																																																																																																											
第 4 章 市域の災害環境								第 4 章 市域の災害環境																																																																																																																											
第 4 節 地震被害の想定								第 4 節 地震被害の想定																																																																																																																											
愛媛県では、県内に最大クラスの被害をもたらす地震の規模や人的、物的被害等の状況を明らかにすることにより、県や市町の地震防災・減災対策の基礎資料とし、事前の予防対策や地震発生後の応急活動体制の強化を図ること等を目的に、平成 24～25 年度に地震被害想定調査を行った。被害想定の結果は、次のとおりである。 1 ～ 2 （略） 3 活断層及び海溝型地震の長期評価結果 （略） (1) 主要活断層帯の長期評価の概要（算定基準日 令和 5 年（2023 年） 1 月 1 日） （陸域・沿岸域の活断層から発生する地震の今後 30、50、100 年以内の地震発生確率等） <table><tr><th rowspan="2">断層帯名 (起震断層/ 活動区間)</th><th rowspan="2">長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)</th><th colspan="2">我が国の主な活断層に おける相対的評価 ※1</th><th colspan="3">地震発生確率</th><th rowspan="2">地震後 経過率 ※2</th><th>平均活動間隔</th></tr><tr><th>ランク</th><th>色</th><th>30 年 以内</th><th>50 年 以内</th><th>100 年 以内</th><th>最新活動時期</th></tr><tr><td>中央構造線 断層帯 (讃岐山脈南 縁東部区間)</td><td>7.7 程度</td><td>A ランク</td><td></td><td>1%以下</td><td>2%以下</td><td>6%以下</td><td>0.6 以下</td><td>900 年-1,200 年 16 世紀以後</td></tr><tr><td>中央構造線 断層帯 (讃岐山脈南 縁西部区間)</td><td>8.0 程度 もしくは それ以上</td><td>A ランク</td><td></td><td>ほぼ 0% ～0.4%</td><td>ほぼ 0% ～0.8%</td><td>ほぼ 0% ～3%</td><td>0.2-0.5</td><td>約 1,000 年-1,500 年 16 世紀以後 -17 世紀以前</td></tr><tr><td>中央構造線 断層帯 (石鎚山脈北 縁区間)</td><td>7.3 程度</td><td>Z ランク</td><td></td><td>0.01%以 下</td><td>0.03%以 下</td><td>0.1%以下</td><td>0.4 以下</td><td>約 1,500 年-1,800 年 15 世紀以後</td></tr><tr><td>中央構造線 断層帯 (石鎚山脈北 縁西部区間)</td><td>7.5 程度</td><td>S*ランク</td><td></td><td>ほぼ 0% ～12%</td><td>ほぼ 0% ～20%</td><td>ほぼ 0% ～40%</td><td>0.2-0.9</td><td>約 700 年 -1,300 年 15 世紀以後 -18 世紀以前</td></tr><tr><td>中央構造線 断層帯 (伊予灘区間)</td><td>8.0 程度 もしくは それ以上</td><td>Z ランク</td><td></td><td>ほぼ 0%</td><td>ほぼ 0%</td><td>ほぼ 0%</td><td>0.04-0.1</td><td>約 2,900 年-3,300 年</td></tr></table> 【出典：活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧（地震調査研究推進本部）】								断層帯名 (起震断層/ 活動区間)	長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)	我が国の主な活断層に おける相対的評価 ※1		地震発生確率			地震後 経過率 ※2	平均活動間隔	ランク	色	30 年 以内	50 年 以内	100 年 以内	最新活動時期	中央構造線 断層帯 (讃岐山脈南 縁東部区間)	7.7 程度	A ランク		1%以下	2%以下	6%以下	0.6 以下	900 年-1,200 年 16 世紀以後	中央構造線 断層帯 (讃岐山脈南 縁西部区間)	8.0 程度 もしくは それ以上	A ランク		ほぼ 0% ～0.4%	ほぼ 0% ～0.8%	ほぼ 0% ～3%	0.2-0.5	約 1,000 年-1,500 年 16 世紀以後 -17 世紀以前	中央構造線 断層帯 (石鎚山脈北 縁区間)	7.3 程度	Z ランク		0.01%以 下	0.03%以 下	0.1%以下	0.4 以下	約 1,500 年-1,800 年 15 世紀以後	中央構造線 断層帯 (石鎚山脈北 縁西部区間)	7.5 程度	S*ランク		ほぼ 0% ～12%	ほぼ 0% ～20%	ほぼ 0% ～40%	0.2-0.9	約 700 年 -1,300 年 15 世紀以後 -18 世紀以前	中央構造線 断層帯 (伊予灘区間)	8.0 程度 もしくは それ以上	Z ランク		ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	0.04-0.1	約 2,900 年-3,300 年	愛媛県では、県内に最大クラスの被害をもたらす地震の規模や人的、物的被害等の状況を明らかにすることにより、県や市町の地震防災・減災対策の基礎資料とし、事前の予防対策や地震発生後の応急活動体制の強化を図ること等を目的に、平成 24～25 年度に地震被害想定調査を行った。被害想定の結果は、次のとおりである。 1 ～ 2 （略） 3 活断層及び海溝型地震の長期評価結果 （略） (1) 主要活断層帯の長期評価の概要（算定基準日 令和 <u>6</u>-<u>5</u>年（202<u>4</u><u>3</u>年） 1 月 1 日） （陸域・沿岸域の活断層から発生する地震の今後 30、50、100 年以内の地震発生確率等） <table><tr><th rowspan="2">断層帯名 (起震断層/ 活動区間)</th><th rowspan="2">長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)</th><th colspan="2">我が国の主な活断層に おける相対的評価 ※1</th><th colspan="3">地震発生確率</th><th rowspan="2">地震後 経過率 ※2</th><th>平均活動間隔</th></tr><tr><th>ランク</th><th>色</th><th>30 年 以内</th><th>50 年 以内</th><th>100 年 以内</th><th>最新活動時期</th></tr><tr><td>中央構造線 断層帯 (讃岐山脈南 縁東部区間)</td><td>7.7 程度</td><td>A ランク</td><td></td><td>1%以下</td><td>2%以下</td><td>6%以下</td><td>0.6 以下</td><td>900 年-1,200 年 16 世紀以後</td></tr><tr><td>中央構造線 断層帯 (讃岐山脈南 縁西部区間)</td><td>8.0 程度 もしくは それ以上</td><td>A ランク</td><td></td><td>ほぼ 0% ～0.4%</td><td>ほぼ 0% ～0.8%</td><td>ほぼ 0% ～3%</td><td>0.2-0.5</td><td>約 1,000 年-1,500 年 16 世紀以後 -17 世紀以前</td></tr><tr><td>中央構造線 断層帯 (石鎚山脈北 縁区間)</td><td>7.3 程度</td><td>Z ランク</td><td></td><td>0.01%以 下</td><td>0.03%以 下</td><td>0.1%以下</td><td>0.4 以下</td><td>約 1,500 年-1,800 年 15 世紀以後</td></tr><tr><td>中央構造線 断層帯 (石鎚山脈北 縁西部区間)</td><td>7.5 程度</td><td>S*ランク</td><td></td><td>ほぼ 0% ～12%</td><td>ほぼ 0% ～20%</td><td>ほぼ 0% ～40%</td><td>0.2-0.9</td><td>約 700 年 -1,300 年 15 世紀以後 -18 世紀以前</td></tr><tr><td>中央構造線 断層帯 (伊予灘区間)</td><td>8.0 程度 もしくは それ以上</td><td>Z ランク</td><td></td><td>ほぼ 0%</td><td>ほぼ 0%</td><td>ほぼ 0%</td><td>0.04-0.1</td><td>約 2,900 年-3,300 年</td></tr></table> 【出典：活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧（地震調査研究推進本部）】				断層帯名 (起震断層/ 活動区間)	長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)	我が国の主な活断層に おける相対的評価 ※1		地震発生確率			地震後 経過率 ※2	平均活動間隔	ランク	色	30 年 以内	50 年 以内	100 年 以内	最新活動時期	中央構造線 断層帯 (讃岐山脈南 縁東部区間)	7.7 程度	A ランク		1%以下	2%以下	6%以下	0.6 以下	900 年-1,200 年 16 世紀以後	中央構造線 断層帯 (讃岐山脈南 縁西部区間)	8.0 程度 もしくは それ以上	A ランク		ほぼ 0% ～0.4%	ほぼ 0% ～0.8%	ほぼ 0% ～3%	0.2-0.5	約 1,000 年-1,500 年 16 世紀以後 -17 世紀以前	中央構造線 断層帯 (石鎚山脈北 縁区間)	7.3 程度	Z ランク		0.01%以 下	0.03%以 下	0.1%以下	0.4 以下	約 1,500 年-1,800 年 15 世紀以後	中央構造線 断層帯 (石鎚山脈北 縁西部区間)	7.5 程度	S*ランク		ほぼ 0% ～12%	ほぼ 0% ～20%	ほぼ 0% ～40%	0.2-0.9	約 700 年 -1,300 年 15 世紀以後 -18 世紀以前	中央構造線 断層帯 (伊予灘区間)	8.0 程度 もしくは それ以上	Z ランク		ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	0.04-0.1	約 2,900 年-3,300 年
断層帯名 (起震断層/ 活動区間)	長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)	我が国の主な活断層に おける相対的評価 ※1		地震発生確率			地震後 経過率 ※2			平均活動間隔																																																																																																																									
		ランク	色	30 年 以内	50 年 以内	100 年 以内		最新活動時期																																																																																																																											
中央構造線 断層帯 (讃岐山脈南 縁東部区間)	7.7 程度	A ランク		1%以下	2%以下	6%以下	0.6 以下	900 年-1,200 年 16 世紀以後																																																																																																																											
中央構造線 断層帯 (讃岐山脈南 縁西部区間)	8.0 程度 もしくは それ以上	A ランク		ほぼ 0% ～0.4%	ほぼ 0% ～0.8%	ほぼ 0% ～3%	0.2-0.5	約 1,000 年-1,500 年 16 世紀以後 -17 世紀以前																																																																																																																											
中央構造線 断層帯 (石鎚山脈北 縁区間)	7.3 程度	Z ランク		0.01%以 下	0.03%以 下	0.1%以下	0.4 以下	約 1,500 年-1,800 年 15 世紀以後																																																																																																																											
中央構造線 断層帯 (石鎚山脈北 縁西部区間)	7.5 程度	S*ランク		ほぼ 0% ～12%	ほぼ 0% ～20%	ほぼ 0% ～40%	0.2-0.9	約 700 年 -1,300 年 15 世紀以後 -18 世紀以前																																																																																																																											
中央構造線 断層帯 (伊予灘区間)	8.0 程度 もしくは それ以上	Z ランク		ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	0.04-0.1	約 2,900 年-3,300 年																																																																																																																											
断層帯名 (起震断層/ 活動区間)	長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)	我が国の主な活断層に おける相対的評価 ※1		地震発生確率			地震後 経過率 ※2	平均活動間隔																																																																																																																											
		ランク	色	30 年 以内	50 年 以内	100 年 以内		最新活動時期																																																																																																																											
中央構造線 断層帯 (讃岐山脈南 縁東部区間)	7.7 程度	A ランク		1%以下	2%以下	6%以下	0.6 以下	900 年-1,200 年 16 世紀以後																																																																																																																											
中央構造線 断層帯 (讃岐山脈南 縁西部区間)	8.0 程度 もしくは それ以上	A ランク		ほぼ 0% ～0.4%	ほぼ 0% ～0.8%	ほぼ 0% ～3%	0.2-0.5	約 1,000 年-1,500 年 16 世紀以後 -17 世紀以前																																																																																																																											
中央構造線 断層帯 (石鎚山脈北 縁区間)	7.3 程度	Z ランク		0.01%以 下	0.03%以 下	0.1%以下	0.4 以下	約 1,500 年-1,800 年 15 世紀以後																																																																																																																											
中央構造線 断層帯 (石鎚山脈北 縁西部区間)	7.5 程度	S*ランク		ほぼ 0% ～12%	ほぼ 0% ～20%	ほぼ 0% ～40%	0.2-0.9	約 700 年 -1,300 年 15 世紀以後 -18 世紀以前																																																																																																																											
中央構造線 断層帯 (伊予灘区間)	8.0 程度 もしくは それ以上	Z ランク		ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	0.04-0.1	約 2,900 年-3,300 年																																																																																																																											

地域防災計画・水防計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

現 行 計 画		修 正 案		備 考																																	
(2) 海溝型地震の長期評価の概要（算定基準日 令和 5 年（2023 年） 1 月 1 日） （海溝型地震の今後 10、30、50 年以内の地震発生確率）		(2) 海溝型地震の長期評価の概要（算定基準日 令和 <u>6-5</u> 年（202 <u>43</u> 年） 1 月 1 日） （海溝型地震の今後 10、30、50 年以内の地震発生確率）																																			
<table><tr><th rowspan="2">領域又は地震名</th><th rowspan="2">長期評価で予想した地震規模（マグニチュード）</th><th colspan="3">地震発生確率</th><th rowspan="2">地震後経過率※2</th><th>平均発生間隔（上段） 最新発生時期 （下段：ポアソン過程を適用したものを除く。）</th></tr><tr><th>10 年以内</th><th>30 年以内</th><th>50 年以内</th><th>次回までの標準的な値 88.2 年 77.0 年前</th></tr><tr><td>南海トラフ</td><td>M8～M9 クラス</td><td>30%程度</td><td>70%～80%</td><td>90%程度もしくはそれ以上</td><td>0.87</td><td>約 60.3 年</td></tr><tr><td>安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震</td><td>6.7～7.4</td><td>20%程度</td><td>40%程度</td><td>60%程度</td><td>—</td><td>—</td></tr></table>	領域又は地震名	長期評価で予想した地震規模（マグニチュード）	地震発生確率			地震後経過率※2	平均発生間隔（上段） 最新発生時期 （下段：ポアソン過程を適用したものを除く。）	10 年以内	30 年以内	50 年以内	次回までの標準的な値 88.2 年 77.0 年前	南海トラフ	M8～M9 クラス	30%程度	70%～80%	90%程度もしくはそれ以上	0.87	約 60.3 年	安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	6.7～7.4	20%程度	40%程度	60%程度	—	—	<table><tr><th rowspan="2">領域又は地震名</th><th rowspan="2">長期評価で予想した地震規模（マグニチュード）</th><th colspan="3">地震発生確率</th><th rowspan="2">地震後経過率※2</th><th>平均発生間隔（上段） 最新発生時期 （下段：ポアソン過程を適用したものを除く。）</th></tr><tr><th>10 年以内</th><th>30 年以内</th><th>50 年以内</th><th>次回までの標準的な値 88.2 年 <u>78.077-0</u>年前</th></tr></table>	領域又は地震名	長期評価で予想した地震規模（マグニチュード）	地震発生確率			地震後経過率※2	平均発生間隔（上段） 最新発生時期 （下段：ポアソン過程を適用したものを除く。）	10 年以内	30 年以内	50 年以内	次回までの標準的な値 88.2 年 <u>78.077-0</u> 年前
領域又は地震名			長期評価で予想した地震規模（マグニチュード）	地震発生確率			地震後経過率※2	平均発生間隔（上段） 最新発生時期 （下段：ポアソン過程を適用したものを除く。）																													
	10 年以内	30 年以内		50 年以内	次回までの標準的な値 88.2 年 77.0 年前																																
南海トラフ	M8～M9 クラス	30%程度	70%～80%	90%程度もしくはそれ以上	0.87	約 60.3 年																															
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	6.7～7.4	20%程度	40%程度	60%程度	—	—																															
領域又は地震名	長期評価で予想した地震規模（マグニチュード）	地震発生確率			地震後経過率※2	平均発生間隔（上段） 最新発生時期 （下段：ポアソン過程を適用したものを除く。）																															
		10 年以内	30 年以内	50 年以内		次回までの標準的な値 88.2 年 <u>78.077-0</u> 年前																															
南海トラフ	M8～M9 クラス	30%程度	70%～80%	90%程度もしくはそれ以上	<u>0.880-87</u>	約 60.3 年																															
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	6.7～7.4	20%程度	40%程度	60%程度	—	—																															

	（※1）活断層における今後 30 年以内の地震発生確率が 3 %以上を「S ランク」、0.1～3 %を「A ランク」、0.1%未満を「Z ランク」と表記。地震後経過率が 0.7 以上である活断層については、ランクに「＊」を付記。 （※2）地震後経過率とは、最新活動（地震発生）時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。 【出典：活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧（地震調査研究推進本部）】		（※1）活断層における今後 30 年以内の地震発生確率が 3 %以上を「S ランク」、0.1～3 %を「A ランク」、0.1%未満を「Z ランク」と表記。地震後経過率が 0.7 以上である活断層については、ランクに「＊」を付記。 （※2）地震後経過率とは、最新活動（地震発生）時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。 【出典：活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧（地震調査研究推進本部）】																																																																																																																																																																																																																																																																			
第 5 節 「南海トラフ巨大地震」の被害想定		第 5 節 「南海トラフ巨大地震」の被害想定																																																																																																																																																																																																																																																																				
1 （略）		1 （略）																																																																																																																																																																																																																																																																				
2 愛媛県地震・津波被害想定（平成 24～25 年度） （略）		2 愛媛県地震・津波被害想定（平成 24～25 年度） （略）																																																																																																																																																																																																																																																																				
■本市の被害が最大となる地震ケースの被害想定（最終報告）		■本市の被害が最大となる地震ケースの被害想定（最終報告）																																																																																																																																																																																																																																																																				
	被害	原因	全壊	半壊		-----------------------	----------------	---------	---------		建物 （冬 18 時強風時）	揺れ（棟数）	5,764	18,249			液状化（棟数）	1,843	3,298			土砂災害（棟数）	32	75			津波（棟数）	480	5,203			地震火災（焼失棟数）	978	—			合計（棟数）	9,097	26,825		被害	原因	死者数	負傷者数		人 （冬深夜強風時）	建物倒壊（人）	351	4,601			土砂災害（人）	3	3			津波（人）	284	50			火災（人）	3	7			合計	641	4,661		被害	ライフライン名	直後	1 週間後		ライフライン （冬 18 時強風時）	上水道（断水人口）（人）	156,320	133,538			下水道（支障人口）（人）	56,221	16,141			電力（停電軒数）（軒）	79,850	7,326			通信（不通回線数）（回線）	99,922	3,529			都市ガス（支障戸数）（戸）	13,637	11,405		被害	項目	1 日後	1 週間後		避難者数	避難者合計（人）	40,306	44,630			うち指定避難所避難者数（人）	26,156	25,637		被害	項目	被害数			その他	帰宅困難者数（人）	17,899				仮設住宅必要数（世帯）	1,929				被害	原因	全壊	半壊		-----------------------	----------------	---------	---------		建物 （冬 18 時強風時）	揺れ（棟数）	5,764	18,249			液状化（棟数）	1,843	3,298			土砂災害（棟数）	32	75			津波（棟数）	480	5,203			地震火災（焼失棟数）	978	—			合計（棟数）	9,097	26,825		被害	原因	死者数	負傷者数		人 （冬深夜強風時）	建物倒壊（人）	351	4,601			土砂災害（人）	3	3			津波（人）	284	50			火災（人）	3	7			合計	641	4,661		被害	ライフライン名	直後	1 週間後		ライフライン （冬 18 時強風時）	上水道（断水人口）（人）	156,320	133,538			下水道（支障人口）（人）	56,221	16,141			電力（停電軒数）（軒）	79,850	7,326			通信（不通回線数）（回線）	99,922	3,529			都市ガス（支障戸数）（戸）	13,637	11,405		被害	項目	1 日後	1 週間後		避難者数	避難者合計（人）	40,306	44,630			うち指定避難所避難者数（人）	26,156	25,637		被害	項目	被害数			その他	帰宅困難者数（人）	17,899				仮設住宅必要数（世帯）	1,929			

地域防災計画・水防計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

現行計画				修正案				備考	
	災害廃棄物発生量（万 t）		71		災害廃棄物発生量（万 t）		71		
	指定避難所内要配慮者（人）		6,187		指定避難所内要配慮者（人）		6,187		
	※被害が最大となる地震ケースは、南海トラフ巨大地震陸側ケース。				※被害が最大となる地震ケースは、南海トラフ巨大地震陸側ケース。 【出典：愛媛県地震被害想定調査結果（最終報告） 平成 25 年 12 月 愛媛県】				
(略)				(略)					

現 行 計 画	修 正 案	備考
第 2 部 災害予防計画	第 2 部 災害予防計画	
第 1 章 防災思想・知識の普及	第 1 章 防災思想・知識の普及	
第 3 節 市民に対する防災知識の普及	第 3 節 市民に対する防災知識の普及	
地震・津波発生時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地震、津波災害及び防災に関する知識の普及・啓発を図る。その際には、要配慮者への対応や、被災時の男女のニーズの違い等にも留意する。また、広報紙等を通じ周知徹底を図る。 なお、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行うべきこと等について周知徹底に努める。	地震・津波発生時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地震、津波災害及び防災に関する知識の普及・啓発を図る。<u>防災知識の普及、訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。その際には、要配慮者への対応や、被災時の男女のニーズの違い等にも留意する。また、広報紙等を通じ周知徹底を図る。</u> なお、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行うべきこと等について周知徹底に努める。	
1 一般啓発 (1) 地震に関する啓発の内容 ア～イ （略） ウ 防災アセスメント結果に基づく危険性 エ 地震が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識 オ 防災関係機関等が講ずる防災対策に関する知識 カ 地域及び事業所等における自主防災活動の基礎知識 キ 山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識 ク 避難場所・指定避難所・一時集合場所、避難路、その他避難対策に関する知識 ケ 住宅の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、自動車へのこまめな満タン給油等、家庭における防災対策に関する知識 コ 応急手当等看護に関する知識 サ 避難生活に関する知識 シ 要配慮者や男女のニーズの違い等に関する知識 ス コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識 セ 早期自主避難の重要性に関する知識 ソ 防災士の活動等に関する知識 タ 南海トラフ地震に伴う地震動及び津波に関する知識（地震被害想定調査等） チ 南海トラフ地震が時間差で発生することの危険性 ツ 規模の大きな地震が連続発生する可能性 テ 災害時の家族内の連絡体制の確保	1 一般啓発 (1) 地震に関する啓発の内容 ア～イ （略） ウ 防災アセスメント結果に基づく危険性 ウエ 地震が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識 エオ 防災関係機関等が講ずる防災対策に関する知識 オカ 地域及び事業所等における自主防災活動の基礎知識 カキ 山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識 キク 避難場所・指定避難所・一時集合場所、避難路、その他避難対策に関する知識 クケ 住宅の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防（<u>消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー等</u>）、非常持出品の準備、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、自動車へのこまめな満タン給油等、家庭における防災対策に関する知識 ケコ 応急手当等看護に関する知識 コサ 避難生活に関する知識 サシ 要配慮者や男女のニーズの違い等に関する知識 シス コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識 スセ 早期自主避難の重要性に関する知識 セソ 防災士の活動等に関する知識 ソタ 南海トラフ地震に伴う地震動及び津波に関する知識（地震被害想定調査等） タチ 南海トラフ地震が時間差で発生することの危険性 チツ 規模の大きな地震が連続発生する可能性 ツテ 災害時の家族内の連絡体制の確保 <u>テ 家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いへの配慮</u>	

地域防災計画・水防計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考
(2) 津波に関する啓発の内容 ア 津波に関する基礎知識 (ア)～(ウ) (略) (エ) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波の発生の可能性 など イ～ソ (略) (3) 啓発の方法 (略)	(2) 津波に関する啓発の内容 ア 津波に関する基礎知識 (ア)～(ウ) (略) (エ) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波、<u>火山噴火等による津波</u>の発生の可能性 など イ～ソ (略) (3) 啓発の方法 (略)	
2～3 (略)	2～3 (略)	
4 普及の際の留意点 (1) 防災マップ等の活用 防災マップ等については、住民の避難行動等に活用されることが重要であることから、配布するだけにとどまらず、認知度を高めていく工夫が必要である。また、防災マップ等が安心材料となり、住民の避難行動の妨げにならないような工夫も併せて必要である。 また、防災マップ等の作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。 防災マップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること等への理解の促進に努める。 広域避難が必要な地域においては、その実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を周知する。 (2) 災害教訓の伝承 市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。 住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。 (3) ～(4) (略)	4 普及の際の留意点 (1) 防災マップ等の活用 防災マップ等については、住民の避難行動等に活用されることが重要であることから、配布するだけにとどまらず、認知度を高めていく工夫が必要である。また、防災マップ等が安心材料となり、住民の避難行動の妨げにならないような工夫も併せて必要である。 また、防災マップ等の作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。 防災マップ等の配布<u>又は回覧</u>に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること等への理解の促進に努める。 広域避難が必要な地域においては、その実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を周知する。 (2) 災害教訓の伝承 市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の<u>自然災害伝承碑</u>が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。 住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。 (3)～(4) (略)	
第2章 自主防災組織活動	第2章 自主防災組織活動	
第1節 市民の果たすべき役割	第1節 市民の果たすべき役割	
(略)	(略)	
1 平常時の実施事項 (1) 地震に対する防災対策 ア～ク (略) ケ 飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、日用品や医薬品等生活必需品を備蓄するとともに、避難の際に必要な物資を持ち出すことができるように準備をする。（飲料水、食料については最低7日分、うち3日分は非常用持出）また、自動車へのこ	1 平常時の実施事項 (1) 地震に対する防災対策 ア～ク (略) ケ <u>「最低3日間、推奨1週間」分の飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、日用品や医薬品等生活必需品の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、を備蓄するとともに、必要な物資を持ち出すことができるように準備をし</u>	

地域防災計画・水防計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備 考
まめな満タン給油を行い、動物飼養者にあつては飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養について準備をする。 コ ラジオ等の情報収集の手段を確保する。 サ 地域の防災訓練に進んで参加する。 シ 家族で災害時の役割分担及び安否確認方法を決めておく。 ス 隣近所と地震発生時の協力について話し合う。 セ 消火器その他の必要な資機材を備えるよう努める。 ソ ブロック塀、広告板その他の工作物及び自動販売機を設置しようとする者は、当該工作物の耐震性を確保するために必要な措置を講ずるとともに、当該工作物等を定期的に点検し、必要に応じ、補強、撤去等を行う。 タ 避難行動要支援者は、市、地域住民、自主防災組織、民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の協力団体や個人に対し、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。 (2) 津波に対する防災対策 (略) 2 ～ 3 (略) 第 3 節 地域における自主防災組織の果たすべき役割 (略) 1 平常時の活動 (1) 防災知識の普及 (略) (2) 防災訓練の実施 (略) ア～オ (略) カ 指定避難所運営訓練 災害時に円滑な指定避難所運営が行えるよう、市や施設管理者等と連携し、指定避難所運営訓練を実施する。 なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した指定避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。 (3) ～ (10) (略) 2 ～ 3 (略)	ておく。―(飲料水、食料については最低 7 日分、うち 3 日分は非常用持出)―また、自動車へのこまめな満タン給油、<u>負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、</u>を行い、動物飼養者にあつては飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養について準備をしておく。 コ ラジオ等の情報収集の手段を確保する。 サ 地域の防災訓練に進んで参加する。 シ 家族で災害時の役割分担及び安否確認方法を決めておく。 ス 隣近所と地震発生時の協力について話し合う。 セ 消火器、<u>感震ブレーカー</u>その他の必要な資機材を備えるよう努める。 ソ ブロック塀、広告板その他の工作物及び自動販売機を設置しようとする者は、当該工作物の耐震性を確保するために必要な措置を講ずるとともに、当該工作物等を定期的に点検し、必要に応じ、補強、撤去等を行う。 タ 避難行動要支援者は、市、地域住民、自主防災組織、民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の協力団体や個人に対し、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。 <u>チ 自然災害による損害を補償する保険・共済の加入など、被災後の生活再建に備えるよう努める。</u> (2) 津波に対する防災対策 (略) 2 ～ 3 (略) 第 3 節 地域における自主防災組織の果たすべき役割 (略) 1 平常時の活動 (1) 防災知識の普及 (略) (2) 防災訓練の実施 (略) ア～オ (略) カ 指定避難所運営訓練 災害時に円滑な指定避難所運営が行えるよう、市や施設管理者等と連携し、指定避難所運営訓練を実施する。 なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した指定避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。 <u>また、段ボールベッドを使用することは、健康の維持にも役立つものであることについて啓発するとともに、段ボールベッドの設置や、実際に地域住民に段ボールベッドを使用してもらう等の訓練を実施する。</u> (3) ～ (10) (略) 2 ～ 3 (略)	

現 行 計 画	修 正 案	備 考
第 4 章 地震・津波防災訓練の実施 《基本的な考え方》 地震・津波災害が発生した場合において、各防災機関が相互に緊密な連携を保ちながら、本計画に定める災害応急対策について、職員の安全確保を図りつつ、迅速かつ適切に実施できるよう職員の知識・技能の向上と市民に対する防災意識の啓発を図るため、図上又は実地で総合的かつ計画的な訓練を実施する。 訓練の実施にあたっては、実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。 また、訓練後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。 第 1 節 総合防災訓練 (略) (3) 参加機関 市、消防機関、陸上自衛隊、消防団、警察署、災害派遣医療チーム（DMAT）、社会福祉協議会、婦人防火クラブ連絡協議会、医師会、建設業協会、自主防災会、自治会等 (略) 第 5 節 津波避難訓練 大規模な津波災害に備えるため、河川、海岸、港湾及び漁港の管理者や防災関係機関と協力・連携し、要配慮者を含めた住民の参加による情報伝達訓練や避難訓練、指定避難所運営訓練を積極的に実施する。 (1)～(2) (略) (3) 関係機関等と連携した訓練への参加 県、自衛隊、海上保安庁等と協力し、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等とも連携した訓練に参加する。また、地方公共団体間で密接に連携をとりながら行う広域訓練に参加する。	第 4 章 地震・津波防災訓練の実施 《基本的な考え方》 地震・津波災害が発生した場合において、各防災機関が相互に緊密な連携を保ちながら、本計画に定める災害応急対策について、職員の安全確保を図りつつ、迅速かつ適切に実施できるよう職員の知識・技能の向上と市民に対する防災意識の啓発を図るため、図上又は実地で総合的かつ計画的な訓練を実施する。 訓練の実施にあたっては、実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む<u>ほか、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携する</u>など実践的なものとなるよう工夫する。 また、訓練後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。 第 1 節 総合防災訓練 (略) (3) 参加機関 市、消防機関、陸上自衛隊、消防団、警察署、災害派遣医療チーム（DMAT）、社会福祉協議会、<u>女性婦人</u>防火クラブ連絡協議会、医師会、建設業協会、自主防災会、自治会等 (略) 第 5 節 津波避難訓練 大規模な津波災害に備えるため、河川、海岸、港湾及び漁港の管理者や防災関係機関と協力・連携し、要配慮者を含めた住民の参加による情報伝達訓練や避難訓練、指定避難所運営訓練を積極的に実施する。 (1)～(2) (略) (3) 関係機関等と連携した訓練への参加 県、自衛隊、海上保安庁等と協力し、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等とも連携した訓練に参加する。また、地方公共団体間で密接に連携をとりながら行う広域訓練に参加する。 <u>また、市、救助・救急関係機関、県は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。</u>	

現行計画	修正案	備考
第 5 章 火災予防対策 《基本的な考え方》 都市の過密化、建築物の高層化及び多様化、危険物需要の拡大等により、地震に伴う大規模火災の発生とこれに伴う多大な人的、物的被害が生ずること、防災アセスメント結果により想定として示されている。 このため、市及び消防機関は、消防力の強化、消防水利の整備、火災予防のための指導の徹底等に努める。 （略） 第 1 節 出火防止、初期消火 1 出火防止 市及び消防機関は、市民をはじめ事業所等の関係者に理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するために、予防査察や火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、次の指導を徹底する。 (1) 一般家庭に対する指導 ア （略） イ 耐震自動しゃ断装置付きガス器具や石油ストーブ等の使用並びに管理の徹底を図る。 ウ～キ （略） (2) 職場に対する指導 （略） 2 初期消火 地震発生時においては、同時多発火災が予想され、消防力にも限界があることから家庭や職場などで地域住民が行う初期消火が極めて有効である。このため、住民による初期消火能力を高めるとともに、地域や職場における自主防災体制を充実させるなど、消防機関と消防団等が一体となった地震火災防止対策を推進するため、市は、次のとおり活動体制を確立する。 (1) 家庭、地域における初期消火体制の整備 ア 地域単位で自主防災組織の育成を図り、平素から地震時における初期消火等について具体的な活動要領を定めておく。 イ 家庭防火思想の普及徹底を図るため、婦人防火クラブ等の組織づくりの推進及び育成を図る。 ウ 幼年期における防火教育を推進するため、幼稚園児、小学生及び中学生を対象とした組織の育成・充実を図る。 (2) （略） (3) 地域ぐるみの防災訓練等の実施 ア 住民参加による地域ぐるみの防災訓練を実施し、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。 イ （略）	第 6 章 火災予防対策 《基本的な考え方》 都市の過密化、建築物の高層化及び多様化、危険物需要の拡大等により、地震に伴う大規模火災の発生とこれに伴う多大な人的、物的被害が生ずること <u>が想定される。</u>←防災アセスメント結果により想定として示されている。 このため、市及び消防機関は、消防力の強化、消防水利の整備、火災予防のための指導の徹底等に努める。 （略） 第 1 節 出火防止、初期消火 1 出火防止 市及び消防機関は、市民をはじめ事業所等の関係者に理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するために、予防査察や火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、次の指導を徹底する。 (1) 一般家庭に対する指導 ア （略） イ 耐震自動しゃ断装置付きガス器具や耐震自動消火装置付き石油ストーブ等の使用並びに管理の徹底を図る。 ウ～キ （略） (2) 職場に対する指導 （略） 2 初期消火 地震発生時においては、同時多発火災が予想され、消防力にも限界があることから家庭や職場などで地域住民が行う初期消火が極めて有効である。このため、住民による初期消火能力を高めるとともに、地域や職場における自主防災体制を充実させるなど、消防機関と消防団等が一体となった地震火災防止対策を推進するため、市は、次のとおり活動体制を確立する。 (1) 家庭、地域における初期消火体制の整備 ア 地域単位で自主防災組織の育成を図り、平素から地震時における初期消火等について具体的な活動要領を定めておく。 イ 家庭防火思想の普及徹底を図るため、<u>女性婦人</u>防火クラブ等の組織づくりの推進及び育成を図る。 ウ 幼年期における防火教育を推進するため、幼稚園児、小学生及び中学生を対象とした組織の育成・充実を図る。 (2) （略） (3) 地域ぐるみの防災訓練等の実施 ア <u>消火器等を用いた初期消火や飛び火警戒の訓練、シミュレーションや DIG（災害図上訓練）など、</u>住民参加による地域ぐるみの防災訓練を実施し、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。 イ （略）	

地域防災計画・水防計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考
第 2 節 消防力（消火）の充実強化 同時多発火災、交通障害、消防水利の損壊等困難な特徴をもつ地震災害が発生した場合に、現有消防力を迅速かつ効果的に活用し、被害を最小限に軽減するため、防災アセスメント結果を踏まえた消防計画の整備及び消防力の充実強化に努める。 1 （略） 2 消防力の強化拡充 消防力の整備指針及び消防水利の基準に基づき、消防職員、消防団員の人員確保や消防施設の整備に努め、併せて消防施設強化促進法等による施設補助により強化拡充を図り、消防の機動化、科学化を行い、有事即応体制の確立に努める。 (1) 消防資機材等の整備 ア 消防機関においては、消防ポンプ自動車、はしご付ポンプ自動車、化学消防自動車等日常火災に対する資機材を整備しているが、今後震災対策として有効な小型動力ポンプ付水槽車、電源車等の整備を推進する。 また、救助工作車、高規格救急自動車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。 イ 消防団においては、小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ付積載車を中心に整備する。 ウ 建築物の密集地域には、移動が容易な可搬式消防ポンプを重点的に整備する。 (2) 消防職員及び消防団の育成 (略) 第 3 節 消防水利の整備 地震時には、水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の使用が困難になり、防火水槽の破損も予想されるため、消火栓に偏らない計画的な水利配置を行うとともに、消防水利の耐震化及び自	第 2 節 消防力（消火）の充実強化 <u>地震発生時には、同時多発火災、交通障害、消防水利の破損等が想定されることから、現有消防力を迅速かつ効果的に活用し、被害を最小限に軽減するため、消防計画を策定し、消防力の充実強化に努める。同時多発火災、交通障害、消防水利の損壊等困難な特徴をもつ地震災害が発生した場合に、現有消防力を迅速かつ効果的に活用し、被害を最小限に軽減するため、防災アセスメント結果を踏まえた消防計画の整備及び消防力の充実強化に努める。</u> <u>特に、震災時に木造密集地域で火災が発生した場合には、同時に複数の災害が発生する可能性があること、また、断水等により消防水利の確保が困難になることから、必要な消防力の確保に努めるとともに、有限な消防力を効果的に活用し消火活動を行うこと及び地震時の消火活動に必要な消防水利が確保できるよう、あらかじめ計画を定めておく。</u> <u>津波浸水想定区域においては、津波の状況に応じた効果的な情報収集のあり方の検討や津波浸水想定区域での活動について勘案した計画の策定を進める。</u> <u>また、消防水利の確保が困難である場合等において、空中消火や延焼危険がある倒壊建物等の除去等の消火方策の検討を行う。</u> 1 （略） 2 消防力の強化拡充 消防力の整備指針及び消防水利の基準に基づき、消防職員、消防団員の人員確保や消防施設の整備に努め、併せて消防施設強化促進法等による施設補助により強化拡充を図り、消防の機動化、科学化を行い、有事即応体制の確立に努める。 <u>なお、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。</u> (1) 消防資機材等の整備 ア 消防機関においては、消防ポンプ自動車、はしご付ポンプ自動車、化学消防自動車等日常火災に対する資機材を整備しているが、今後震災対策として有効な小型動力ポンプ付水槽車、<u>支援車電源車</u>等の整備を推進する<u>ほか、津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。</u> また、救助工作車、高規格救急自動車、<u>照明車</u>等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。 イ 消防団においては、小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ付積載車を中心に整備する。 ウ 建築物の密集地域には、移動が容易な可搬式消防ポンプを重点的に整備する。 (2) 消防職員及び消防団の育成 (略) <u>(3) 情報収集体制の整備</u> <u>火災の早期覚知および情報収集のための無人航空機や高所監視カメラ等の整備に努める。</u> <u>(4) 消防施設の耐震化等</u> <u>消防署・消防団詰所等消防施設の耐震化および震災時の機能維持に努める。</u> 第 3 節 消防水利の整備 地震時には、水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の使用が困難になり、防火水槽の破損も予想されるため、消火栓に偏らない計画的な水利配置を行うとともに、消防水利の耐震化及び自	

地域防災計画・水防計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考
然水利等の確保を図る。 （略）	然水利等の確保を図る。 <u>また、継続した放水量を確保するため、複数の消防車両による河川や海水等の無限水利からの遠距離送水計画の策定を進める。</u> （略）	
第 9 章 地盤災害予防対策 《基本的な考え方》 本市は、中央構造線がすぐ南を縦断するとともに、急傾斜地崩壊危険箇所等土砂災害の危険性のある箇所が多く、また、沿岸低地部においては緩軟弱な地層が厚く占めていることから、防災アセスメント結果により急傾斜地崩壊の危険性や液状化の危険性が高く想定される地域については、構造物、施設等の耐震対策や液状化対策に努める。 また、危険箇所等の崩壊に対する警戒、避難体制の整備を進める。 （略） 第 6 節 液状化対策の推進 市は、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップの作成・公表並びに宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。 市は、防災アセスメント結果を踏まえ、地震による液状化の危険性が高い沿岸低地部においては、公共土木施設等の耐震点検及び施設の設計、計画時における対策検討に努める。 また、施設の設置にあたっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策を図るとともに、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止するため、必要に応じ耐震補強の実施に努める。 さらに、個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についての普及を図る。	第 9 章 地盤災害予防対策 《基本的な考え方》 本市は、中央構造線<u>断層帯</u>がすぐ南を縦断するとともに、急傾斜地崩壊危険箇所等土砂災害の危険性のある箇所が多く、また、沿岸低地部においては緩軟弱な地層が厚く占めていることから、<u>防災アセスメント結果により</u>急傾斜地崩壊の危険性や液状化の危険性が高く想定される地域については、構造物、施設等の耐震対策や液状化対策に努める。 また、危険箇所等の崩壊に対する警戒、避難体制の整備を進める。 （略） 第 6 節 液状化対策の推進 市は、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップの作成・公表並びに宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。 市は、<u>防災アセスメント結果を踏まえ、</u>地震による液状化の危険性が高い沿岸低地部においては、公共土木施設等の耐震点検及び施設の設計、計画時における対策検討に努める。 また、施設の設置にあたっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策を図るとともに、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止するため、必要に応じ耐震補強の実施に努める。 さらに、個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についての普及を図る。	
第 1 1 章 避難応急体制の整備 第 1 節 地震発生時の避難応急体制の整備 市は、避難情報等の確実な伝達手段の確保のほか、あらかじめ避難場所、指定避難所、避難路を指定するとともに、指定避難所に必要な設備、資機材の配備を図り、避難住民の健康状態の把握等のため、保健師等による巡回健康相談等を実施する。また、避難指示のほか、避難行動要支援者等特に避難行動に時間を要する者に対して、避難の開始を求めるとともに、高齢者等以外の者に対しても、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令し、関係住民への伝達も含めた避難支援体制の充実・強化を図る。また、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるものとする。	第 1 1 章 避難応急体制の整備 第 1 節 地震発生時の避難応急体制の整備 市は、避難情報等の確実な伝達手段の確保のほか、あらかじめ避難場所、指定避難所、避難路を指定するとともに、指定避難所に必要な設備、資機材の配備を図り、避難住民の健康状態の把握等のため、保健師等による巡回健康相談等を実施する。また、避難指示のほか、避難行動要支援者等特に避難行動に時間を要する者に対して、避難の開始を求めるとともに、高齢者等以外の者に対しても、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令し、関係住民への伝達も含めた避難支援体制の充実・強化を図る。また、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるものとする。	

地域防災計画・水防計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考
さらに、県や保健所と連携し、自宅療養者等の情報共有、避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行い、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。 学校、病院、社会福祉施設、工場等防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、避難場所、指定避難所、避難経路、避難方法、避難誘導責任者等を定めた避難計画を作成し、関係者等に周知徹底を図るとともに、計画に基づいた訓練を行う。 さらに、市は、指定緊急避難場所や指定一般避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。 1 避難場所及び指定避難所の指定 市は、市民の生命、身体のを確保するため、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等を配慮し、その管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要十分な数、規模の施設等をあらかじめ指定・整備し、本計画に定めるとともに、指定避難所施設の管理者や自主防災組織等と指定避難所の開設や運営方法、役割分担等について協議等を行うとともに、情報を共有する。 また、市は、これらの避難場所、指定避難所及びその周辺道路に日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、案内標識、誘導標識等を設置し、速やかに避難できるよう平素から関係地域住民に周知を図るよう努めるものとする。 なお、要配慮者に配慮して、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な指定避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保、被災時も男女のニーズの違いにも配慮するほか、動物の同行避難が可能な指定避難所の設置も検討する。 (1) 指定緊急避難場所 (略) イ 整備目標 災害時の避難場所として指定し、必要な整備、改修を進めていく。なお、防災アセスメント結果により全壊、半壊等の建物被害が高く想定されている地区や出火、延焼被害の可能性が高く想定される地区においては、特に指定緊急避難場所の重要性を考慮し適切な整備を推進する。 また、市街化状況、指定区域の拡大、人口増減等の変化により、必要に応じて見直し、整備していく。 (2) 指定避難所 避難者等を必要な期間滞在させるための施設で、指定の基準は、おおむね次のとおりである。 なお、市は、学校を指定一般避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとし、指定一般避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、指定一般避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。 また、市は、指定管理施設を指定避難所として指定する場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営について役割分担等を定めるよう努める。さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県の「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための避難所運営の留意点～対策ガイドライン～」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。	<u>またさらに</u>、県や保健所と連携し、<u>新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）</u>の自宅療養者等の情報共有、避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行い、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。<u>これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。</u> 学校、病院、社会福祉施設、工場等防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、避難場所、指定避難所、避難経路、避難方法、避難誘導責任者等を定めた避難計画を作成し、関係者等に周知徹底を図るとともに、計画に基づいた訓練を行う。 さらに、市は、指定緊急避難場所や指定一般避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。 1 避難場所及び指定避難所の指定 市は、市民の生命、身体のを確保するため、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、<u>感染症対策</u>等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等を配慮し、その管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要十分な数、規模の施設等をあらかじめ指定・整備し、<u>平常時から、場所や収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るとともに</u>、本計画に定める<u>ほかとともに</u>、指定避難所施設の管理者や自主防災組織等と指定避難所の開設や運営方法、役割分担等について協議等を行うとともに、情報を共有する。 また、市は、これらの避難場所、指定避難所及びその周辺道路に日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、案内標識、誘導標識等を設置し、速やかに避難できるよう平素から関係地域住民に周知を図るよう努めるものとする。 なお、要配慮者に配慮して、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な指定避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保、被災時も男女のニーズの違いにも配慮するほか、動物の同行避難が可能な指定避難所の設置も検討する。 (1) 指定緊急避難場所 (略) イ 整備目標 災害時の避難場所として指定し、必要な整備、改修を進めていく。なお、<u>防災アセスメント結果により</u>全壊、半壊等の建物被害が高く想定され<u>て</u>いる地区や出火、延焼被害の可能性が高く想定される地区においては、特に指定緊急避難場所の重要性を考慮し適切な整備を推進する。 また、市街化状況、指定区域の拡大、人口増減等の変化により、必要に応じて見直し、整備していく。 (2) 指定避難所 避難者等を必要な期間滞在させるための施設で、指定の基準は、おおむね次のとおりである。 なお、市は、学校を指定一般避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとし、指定一般避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、指定一般避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。 また、市は、指定管理施設を指定避難所として指定する場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営について役割分担等を定めるよう努める。さらに、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県の「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための避難所運営の留意点～対策ガイドライン～」などを参考に、平常時から</u>防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。	

地域防災計画・水防計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備 考
（略） ア 指定基準 （ア）～（ウ） （略） （エ） 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用の確保、相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。 （オ） なるべく被災地に近く、かつ集団的に被災者等を受入れできること。 イ 整備目標 災害時に指定一般避難所としての開設を予定する施設として、市立の各小中学校、公民館等を中心として指定し、必要な整備、改修を進めていく。 防災アセスメント結果より、全壊、半壊等の建物被害が高く想定される地区や出火、延焼被害の可能性が高く想定される地区においては、特に安全性に考慮して指定及び整備を進める。 また、旅客用船舶等を仮設避難所として利用することについて検討を進める。 （3）～（4） （略） 2 避難路の指定 市は、避難場所等の指定に併せ、市街地の状況等に応じて次の基準により避難路を選定し、必要な整備を行う。特に、住宅密集市街地など、防災アセスメント結果により全壊、半壊等の建物被害が高く想定される地区や出火、延焼被害の可能性が高く想定される地区においては、安全な避難が確実に確保できるよう、避難路の改良整備等を推進する。 なお、沿岸地域や河川周辺等による危険が予想される地域については、浸水等を考慮して避難路の選定、整備を図る。 また、外国人、旅行者等に対しても、標識板の設置やデジタル技術を活用した避難路の周知に努める。 （略） 3 安全な避難の確保対策 防災アセスメント結果を踏まえ、市民が安全に避難できるよう、避難計画の作成及び必要な措置を講ずる。 （略） 4 （略） 5 広域一時滞在 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。 第 2 節 津波発生時の避難応急体制の整備 津波発生時における避難場所、避難経路等の避難応急体制の整備を図る。 1 ～ 3 （略）	（略） ア 指定基準 （ア）～（ウ） （略） （エ） 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用の確保、相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。<u>特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段が整備されていること。</u> （オ） なるべく被災地に近く、かつ集団的に被災者等を受入れできること。 イ 整備目標 災害時に指定一般避難所としての開設を予定する施設として、市立の各小中学校、公民館等を中心として指定し、必要な整備、改修を進めていく。 防災アセスメント結果より、全壊、半壊等の建物被害が高く想定される地区や出火、延焼被害の可能性が高く想定される地区においては、特に安全性に考慮して指定及び整備を進める。 また、旅客用船舶等を仮設避難所として利用することについて検討を進める。 （3）～（4） （略） 2 避難路の指定 市は、避難場所等の指定に併せ、市街地の状況等に応じて次の基準により避難路を選定し、必要な整備を行う。特に、住宅密集市街地など、防災アセスメント結果により全壊、半壊等の建物被害が高く想定される地区や出火、延焼被害の可能性が高く想定される地区においては、安全な避難が確実に確保できるよう、避難路の改良整備等を推進する。 なお、沿岸地域や河川周辺等による危険が予想される地域については、浸水等を考慮して避難路の選定、整備を図る。 また、外国人、旅行者等に対しても、標識板の設置やデジタル技術を活用した避難路の周知に努める。 （略） 3 安全な避難の確保対策 防災アセスメント結果を踏まえ、市民が安全に避難できるよう、避難計画の作成及び必要な措置を講ずる。 （略） 4 （略） 5 広域一時滞在 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。 <u>また、指定一般避難所だけでは施設が量的に不足する場合や指定一般避難所での生活が困難な要配慮者のため、ホテル・旅館等との連携協定の締結を進める。</u> 第 2 節 津波発生時の避難応急体制の整備 津波発生時における避難場所、避難経路等の避難応急体制の整備を図る。 1 ～ 3 （略） 4 警報等伝達体制の整備	

地域防災計画・水防計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考
4 警報等伝達体制の整備 (1) 市は、市民、防災職員等に対する津波警報等の伝達手段として、防災行政無線の整備及び職員参集システムの導入等を推進するとともに、沿岸地域への津波警報伝達の範囲拡大を図るため、広報車、サイレン等多様な手段を確保する。 また、地震発生後、短時間で来襲する津波に対しては、津波警報等や避難指示等の情報伝達が間に合わないことがあるため、海岸付近で強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、直ちに海面監視を開始するよう監視人、監視場所の選定、監視情報の伝達方法等について計画を整備しておくものとする。監視場所の選定にあたっては、対応にあたる者の安全確保に留意する。 (2) 市は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等で発表される津波高に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定める。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する。 (3) 関係機関は、津波警報伝達等の迅速かつ確実な遂行を図るため、合同で津波警報伝達等の訓練を実施する。 (4) 津波発生時の住民への情報伝達手段の強化・向上を目指し、固定型防災行政無線の再点検と必要に応じた増設に努める。 (5) 携帯電話を活用した情報伝達手段として、気象庁が配信する緊急地震速報や国・地方公共団体が配信する災害・避難情報などを特定エリアへ一斉配信する「緊急速報メール」を導入するほか、県の防災情報メール配信サービスへの登録促進を行う。 (6) 防災行政無線等の機能確保のため電源を確保する。 (7) 地震発生が夜間等、勤務時間外の場合でも迅速な避難指示等の発令ができるよう自治会、消防団、避難支援者等への伝達体制を整備する。 (8) 大阪管区气象台（松山地方气象台）から発表される地震規模、津波警報は時間をおいて何段階か上方修正されることがある。最初に実際に大きく下回る津波高が発表された場合、住民や消防団員等の避難行動が鈍り、被害を拡大させる可能性があることから、情報の更新と確実な伝達体制の整備を行う。また、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性について周知する。 (9) 津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるため、津波浸水予測図を作成し、避難が必要な地域をあらかじめ住民に周知する。 (10)～(12) （略） 5～6 （略） 7 地下空間における情報伝達・避難体制の整備 (1) 情報伝達体制の整備 （略） (2) 避難体制の整備 地下空間において、浸水被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に避難指示等を行えるよう体制を整備する。 地下空間の管理者等は、利用者等に対する避難誘導体制を整備するとともに、平常から非常出口、非常階段、避難設備の設置場所等の周知に努める。 8 防災事務に従事する者（市職員、消防団員等）の安全確保 (1) 津波到達までの職員の安全確保の方策と初動体制の整備 （略） (2) 防災対応や避難誘導に係る行動ルールの策定 襲来する津波高に不確実性がある中で、津波到達時間は比較的正確であることを考慮し、避難指示等の伝達、避難誘導、水門の閉鎖等については、津波到達時間内での防災対応や避難誘	(1) 市は、市民、防災職員等に対する津波警報等の伝達手段として、防災行政無線の整備及び職員参集システムの導入等を推進するとともに、沿岸地域への津波警報伝達の範囲拡大を図るため、広報車、サイレン等多様な手段を確保する。 また、地震発生後、短時間で来襲する津波に対しては、津波警報等や避難指示等の情報伝達が間に合わないことがあるため、海岸付近で強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、直ちに海面監視を開始するよう監視人、監視場所の選定、監視情報の伝達方法等について計画を整備しておくものとする。監視場所の選定にあたっては、対応にあたる者の安全確保に留意する。 (2) 市は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等で発表される津波高に応じた<u>発令対象区域を定めるなど</u>、避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定める。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する。 (3) 関係機関は、津波警報伝達等の迅速かつ確実な遂行を図るため、合同で津波警報伝達等の訓練を実施する。 (4) 津波発生時の住民への情報伝達手段の強化・向上を目指し、固定型防災行政無線の再点検と必要に応じた増設に努める。 (5) 携帯電話を活用した情報伝達手段として、気象庁が配信する緊急地震速報や国・地方公共団体が配信する災害・避難情報などを特定エリアへ一斉配信する「緊急速報メール」を導入するほか、県の防災情報メール配信サービスへの登録促進を行う。 (6) 防災行政無線等の機能確保のため電源を確保する。 (7) 地震発生が夜間等、勤務時間外の場合でも迅速な避難指示等の発令ができるよう自治会、消防団、避難支援者等への伝達体制を整備する。 (8) 大阪管区气象台（松山地方气象台）から発表される地震規模、津波警報は時間をおいて何段階か上方修正されることがある。最初に実際に大きく下回る津波高が発表された場合、住民や消防団員等の避難行動が鈍り、被害を拡大させる可能性があることから、情報の更新と確実な伝達体制の整備を行う。また、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性について周知する。 (9) 津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるため、津波浸水予測図を作成し、避難が必要な地域をあらかじめ住民に周知する。 (10)～(12) （略） 5～6 （略） 7 地下空間における情報伝達・避難体制の整備 (1) 情報伝達体制の整備 （略） (2) 避難体制の整備 地下空間において、浸水被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に避難指示等を行えるよう体制を整備する。 地下空間の管理者等は、利用者等に対する避難誘導体制を整備するとともに、平常から非常出口、非常階段、避難設備の設置場所等の周知に努める。 8 防災事務に従事する者（市職員、消防団員等）の安全確保 (1) 津波到達までの職員の安全確保の方策と初動体制の整備 （略） (2) 防災対応や避難誘導に係る行動ルールの策定 襲来する津波高に不確実性がある中で、津波到達時間は比較的正確であることを考慮し、避難指示等の伝達、避難誘導、水門の閉鎖等については、津波到達時間内での防災対応や避難誘	

地域防災計画・水防計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考
導に係る行動ルールを定めておく。 9 （略） 10 広域一時滞在 地震発生時と同様に、津波発生時においても、市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。	導に係る行動ルールを定めておく。 9 （略） 10 広域一時滞在 地震発生時と同様に、津波発生時においても、市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。 <u>また、指定一般避難所だけでは施設が量的に不足する場合や指定一般避難所での生活が困難な要配慮者のため、ホテル・旅館等との連携協定の締結を進める。</u>	
第 1 7 章 防災都市づくりの推進 第 1 節 安全・安心な都市づくりの推進 防災対策の基本的な方策は、本市を災害に強い都市構造につくりかえることである。そのためには、住宅密集地域の再開発、建築物の耐震化及び不燃化、道路の整備拡幅、公園、広場等のオープンスペースの確保といった施策を強力に推進する必要がある。 しかし、これらの施策を市全域で全面的に展開することは、巨額の費用を要し、市民の価値観の多様化や財政力の限界等から極めて難しい。 市としては、防災アセスメント結果等を踏まえて、都市計画事業等の積極的推進を図り、かつ修復型、改良型の手法による整備を長期的、計画的に推進することにより、防災都市づくりを進める。 災害に強い都市づくりの第一歩は都市を計画的に整備していくことであり、そのため都市計画法に基づき各地区の見直しを随時行う。 また、地震・津波災害に強いまちづくりを推進するため、以下の措置を講ずる。 (1) 地震・津波等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、津波、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用の誘導を制限し、必要に応じて、移転等も促進するなど、地震・津波災害に強い土地利用の推進に努める。 (2) 市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮のうえ、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。 (3) 市は、防災・まちづくり等を担当する各部局の連携のもと、地域防災計画や今後策定予定の立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成する。 (4) 市は、治水・防災・まちづくりを担当する各部局の連携のもと、有識者の意見を踏まえ、津波、土砂災害等に対するリスクの評価について検討し、その評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。	第 1 7 章 防災都市づくりの推進 第 1 節 安全・安心な都市づくりの推進 防災対策の基本的な方策は、本市を災害に強い都市構造につくりかえることである。そのためには、住宅密集地域の再開発、建築物の耐震化及び不燃化、道路の整備拡幅、公園、広場等のオープンスペースの確保といった施策を強力に推進する必要がある。 <u>特に密集市街地においては、老朽木造家屋の除却や延焼防止性能の高い建築物への建替えの推進、避難・消防活動上重要な沿道の建築物等の耐震化を進めていく必要があるが、こうした取組は、地元住民等の理解を得ながら進めていく必要があり、防災マップの作成、防災訓練や防災パトロールの実施、防災に関する人材育成など、地域防災力の向上に資するソフト対策を推進することも必要である。</u> しかし、これらの施策を市全域で全面的に展開することは、巨額の費用を要し、市民の価値観の多様化や財政力の限界等から極めて難しい。 市としては、防災アセスメント結果等を踏まえて、都市計画事業等の積極的推進を図り、かつ修復型、改良型の手法による整備を長期的、計画的に推進することにより、防災都市づくりを進める。災害に強い都市づくりの第一歩は都市を計画的に整備していくことであり、そのため都市計画法に基づき各地区の見直しを随時行う。 また、地震・津波災害に強いまちづくりを推進するため、以下の措置を講ずる。 (1) 地震・津波等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、津波、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用の誘導を制限し、必要に応じて、移転等も促進するなど、地震・津波災害に強い土地利用の推進に努める。 (2) 市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮のうえ、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。 (3) 市は、防災・まちづくり等を担当する各部局の連携のもと、地域防災計画や今後策定予定の立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成する。 (4) 市は、治水・防災・まちづくりを担当する各部局の連携のもと、有識者の意見を踏まえ、津波、土砂災害等に対するリスクの評価について検討し、その評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。 <u>(5) 市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進に努める。</u>	

地域防災計画・水防計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考
第 5 節 建築物の耐震化及び不燃化 (略) 1 ～ 3 (略) 4 既存建築物の耐震性向上に向けた耐震診断、改修の推進 防災アセスメント結果によると、古い建築物への被害が集中することが予想されるため、現行の建築基準法に規定される耐震基準に適合しない既存建築物の地震に対する安全性を向上させる必要がある。 このため、建築物の耐震改修の促進に関する法律の趣旨を踏まえつつ、これらの建築物の耐震診断及び耐震改修を推進することが重要であるという認識のもと、次の対策を推進する。 (1) 公共建築物の耐震診断 (略) (2) 民間建築物の耐震診断、改修 民間建築物の耐震性能向上に関する知識の普及、啓発を行うためにパンフレットの配布等を行うとともに、住宅金融支援機構等による助成制度の活用を推進する。 民間の木造住宅については、国庫補助事業等を活用して耐震診断及び耐震改修等に対する助成を行うとともに、「わが家の耐震診断」等に関する相談会、過去の地震被害や耐震診断及び耐震補強工事の方法等の地震対策講座等により、市民の震災に対する防災意識の向上につながる情報提供や普及啓発を実施する。 (3) ～ (5) (略) 5 (略) 第 6 節 建築物、工作物等の崩壊、倒壊防止 (略) 1 ～ 5 (略) 6 落下、倒壊のおそれのある危険構築物 地震の発生により、道路上及び道路周辺の構築物等が落下、倒壊することによる被害の予防、特に避難路、緊急輸送道路及び緊急交通路を確保するため、道路管理者、公安委員会、警察署長、電力会社及び西日本電信電話株式会社等は、次により、それぞれ道路周辺等の点検、補修、補強を行い、又は要請する。 (略) 7 (略) 第 1 8 章 ライフラインの災害予防対策 第 2 節 下水道施設	第 5 節 建築物の耐震化及び不燃化 (略) 1 ～ 3 (略) 4 既存建築物の耐震性向上に向けた耐震診断、改修の推進 防災アセスメント結果によると、古い建築物への被害が集中することが予想されるため、現行の建築基準法に規定される耐震基準に適合しない既存建築物の地震に対する安全性を向上させる必要がある。 このため、建築物の耐震改修の促進に関する法律の趣旨を踏まえつつ、これらの建築物の耐震診断及び耐震改修を推進することが重要であるという認識のもと、次の対策を推進する。 (1) 公共建築物の耐震診断 (略) (2) 民間建築物の耐震診断、改修 <u>最近の大規模地震災害の教訓から、新耐震基準以前の建築物について、耐震診断・耐震改修の促進に努める。</u> 民間建築物の耐震性能向上に関する知識の普及、啓発を行うためにパンフレットの配布等を行うとともに、住宅金融支援機構等による助成制度の活用を推進する。 民間の木造住宅については、国庫補助事業等を活用して耐震診断及び耐震改修等に対する助成を行うとともに、「わが家の耐震診断」等に関する相談会、過去の地震被害や耐震診断及び耐震補強工事の方法等の地震対策講座等により、市民の震災に対する防災意識の向上につながる情報提供や普及啓発を実施する。 (3) ～ (5) (略) 5 (略) 第 6 節 建築物、工作物等の崩壊、倒壊防止 (略) 1 ～ 5 (略) 6 落下、倒壊のおそれのある危険構築物 地震の発生により、道路上及び道路周辺の構築物等が落下、倒壊することによる被害の予防、特に避難路、緊急輸送道路等及び緊急交通路を確保するため、道路管理者、公安委員会、警察署長、電力会社及び西日本電信電話株式会社等は、次により、それぞれ道路周辺等の点検、補修、補強を行い、又は要請する。 (略) 7 (略) 第 1 8 章 ライフラインの災害予防対策 第 2 節 下水道施設	

地域防災計画・水防計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備 考
(略) 4 施設の補強・整備 (1) 管きょ 防災アセスメント結果を参考に、軟弱地盤、液状化のおそれがある地盤においては、機能を保持させるため可とう性管、可とう性継ぎ手、転圧の品質管理による液状化抑制手法を採用して、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。 特に老朽化している施設については、改築も含めて耐震対策指針に基づく施設の整備に努める。 (略) 第 6 節 電信電話施設	(略) 4 施設の補強・整備 (1) 管きょ 防災アセスメント結果を参考に、軟弱地盤、液状化のおそれがある地盤においては、機能を保持させるため可とう性管、可とう性継ぎ手、転圧の品質管理による液状化抑制手法を採用して、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。 特に老朽化している施設については、改築も含めて耐震対策指針に基づく施設の整備に努める。 (略) 第 6 節 電信電話施設	
西日本電信電話株式会社、株式会社 N T T ドコモ、K D D I 株式会社、ソフトバンク株式会社は、電信電話施設について建物、設備等に耐震・耐浪・耐火措置を講ずるとともに、災害対策用機器についても配備を充実するなど災害予防対策を推進する。 (略)	西日本電信電話株式会社、株式会社 N T T ドコモ、K D D I 株式会社、ソフトバンク株式会社は、電信電話施設について建物、設備等に耐震・耐浪・耐火措置を講ずるとともに、災害対策用機器についても配備を充実するなど災害予防対策を推進する。 <u>なお、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮する。</u> (略)	
第 1 9 章 公共土木施設等の災害予防対策	第 1 9 章 公共土木施設等の災害予防対策	
第 1 節 道路施設	第 1 節 道路施設	
1 緊急輸送道路、重要物流道路等の確保 道路交通の確保は、地震発生後において、避難や救助をはじめ、物資の輸送や諸施設の復旧など応急対策活動を実施するうえで必要不可欠である。 また、避難路、緊急輸送道路、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替の補完路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。 さらに、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、一般社団法人愛媛県建設業協会等と協定を締結し、体制の整備を図る。また、道路啓開等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携のもと、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。 2 点検の実施 道路管理者は、緊急輸送道路における諸施設の耐震点検を定期的の実施し、震災対策の必要な箇所の把握に努める。 また、通常のパトロール等においても目視等による点検を実施する。 3 施設の補強・整備 道路管理者は、耐震点検等で対応が必要とされた箇所（区間）及び未改良区間について、緊急輸送道路及び緊急性の高い路線及び箇所（区間）から順次、補強や整備を実施する。 (1)～(4) (略) 4 (略)	1 緊急輸送道路、重要物流道路等の確保 道路交通の確保は、地震発生後において、避難や救助をはじめ、物資の輸送や諸施設の復旧など応急対策活動を実施するうえで必要不可欠である。 また、避難路、緊急輸送道路、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替の補完路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。 さらに、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、一般社団法人愛媛県建設業協会等と協定を締結し、体制の整備を図る。また、道路啓開<u>や応急復旧</u>等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携のもと、あらかじめ道路啓開<u>や応急復旧</u>等の計画を立案するものとする。 2 点検の実施 道路管理者は、緊急輸送道路<u>等</u>における諸施設の<u>耐震</u>点検を定期的の実施し、<u>震災</u>対策の必要な箇所の把握に努める。 また、通常のパトロール等においても目視等による点検を実施する。 3 施設の補強・整備 道路管理者は、<u>耐震</u>点検等で対応が必要とされた箇所（区間）及び未改良区間について、緊急輸送道路<u>等</u>及び緊急性の高い路線及び箇所（区間）から順次、補強や整備を実施する。 (1)～(4) (略) 4 (略)	

現 行 計 画	修 正 案	備考
第 4 節 港湾施設 1 ～ 4 （略） 5 脆弱箇所の情報共有 港湾管理者は、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者の情報共有することにより連携を強化する。 第 5 節 漁港施設 （略） 第 6 節 農業用施設 農地・農業用施設の適切な維持保全は、土壌の浸食防止や、水田・ため池等における雨水の一次貯留効果による洪水被害の防止・軽減等、下流域の災害防止に役立っている。このため、その機能が十分発揮できるよう、農地・農業用施設における災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるため、次の事業を実施する。 1 農地 地震等による被害の発生を未然に防止するため、危険予想箇所の把握に努めるとともに、農業農村整備事業等により基盤整備を行う。 2 農林用施設 地震等による被害の発生を未然に防止するため、防災パトロール等を通じて危険箇所の把握に努めるとともに、農業農村整備事業等により基盤整備及び農地防災施設の整備を行う。 また、農林道については、危険箇所の改良、舗装事業を実施する。 3 老朽ため池 農業用施設及び公共施設の災害を未然に防止するため、漏水量や堤体の変化など緊急性に応じて改修や利用されていないため池の廃止を進める。中でも、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」を優先して、農村地域防災減災事業等により防災減災対策を講ずる。 緊急連絡体制の整備や被害想定区域及び避難場所等を表示した「ため池ハザードマップ」の作成・周知などのソフト対策を組み合わせた防災減災対策を講ずる。 ため池ハザードマップは、防災訓練等に活用して地域住民の自主防災意識の向上、ため池の防災対策等災害時の被害軽減に役立てるものとする。 また、ため池の所有者及び管理者は、ため池の機能が十分に発揮されるよう、必要に応じて「愛媛県ため池保全サポートセンター」を活用し、ため池の適正な管理に努める。	第 4 節 港湾施設 1 ～ 4 （略） 5 脆弱箇所の情報共有 港湾管理者は、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者の情報共有することにより連携を強化する。 <u>港湾管理者は、走錨等起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衝工の設置を検討する。</u> 第 5 節 漁港施設 （略） 第 6 節 農業用施設 農地農業用施設の適切な維持保全は、土壌の浸食防止や、水田・ため池等における雨水の一次貯留効果による洪水被害の防止・軽減等、下流域の災害防止に役立っている。このため、その機能が十分発揮できるよう、農地農業用施設における災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるため、次の事業を実施する。 1 農地 地震等による被害の発生を未然に防止するため、危険予想箇所の把握に努めるとともに、農業農村整備事業等により基盤整備を行う。 1 農林用施設 地震等による被害の発生を未然に防止するため、防災パトロール等を通じて危険箇所の把握に努めるとともに、農業農村整備事業等により <u>農業施設の耐震整備基盤整備及び農地防災施設の整備</u>を行う。 また、農林道については、危険箇所の改良、舗装事業を実施する。 2 老朽ため池 農業用施設及び公共施設の災害を未然に防止するため、漏水量や堤体の変化など緊急性に応じて改修や利用されていないため池の廃止を進める。中でも、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」を優先して、<u>ため池ハザードマップや水位計・カメラ等の遠隔監視システムを活用した緊急時の迅速な避難体制整備を支援する農村地域防災減災事業等により防災減災対策を講ずる。</u>緊急連絡体制の整備や被害想定区域及び避難場所等を表示した「ため池ハザードマップ」の作成・周知などのソフト対策を組み合わせた防災減災対策を講ずる。 ため池ハザードマップは、防災訓練等に活用して地域住民の自主防災意識の向上、ため池の防災対策等災害時の被害軽減に役立てるものとする。 また、ため池の所有者及び管理者は、ため池の機能が十分に発揮されるよう、必要に応じて「愛媛県ため池保全サポートセンター」を活用し、ため池の適正な管理に努める。	

地域防災計画・水防計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

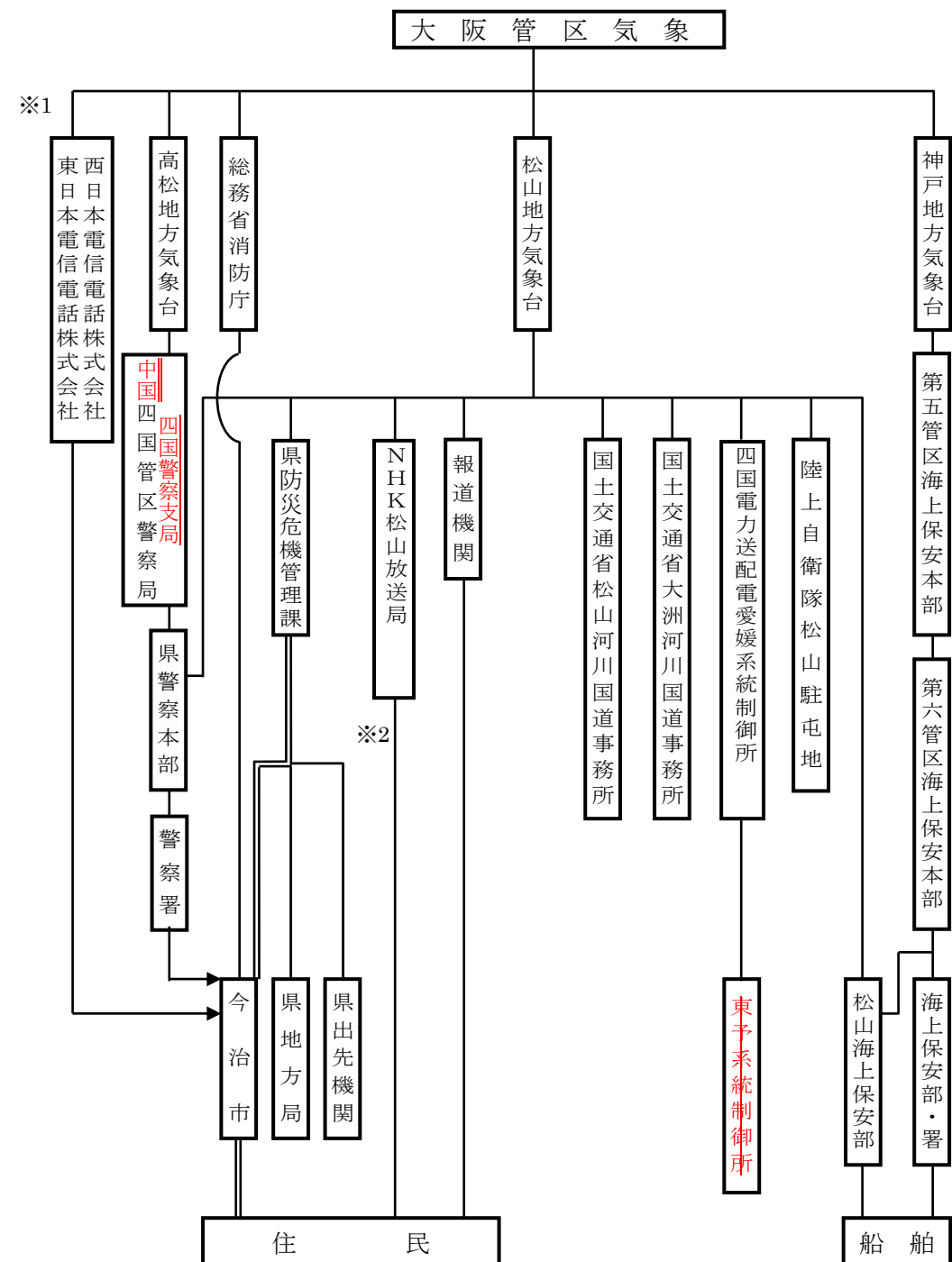
現 行 計 画	修 正 案	備 考
(略)	(略)	

現 行 計 画	修 正 案	備考
第 3 部 災害応急対策計画 第 3 章 情報活動 第 2 節 地震直後の情報活動 1 緊急地震速報 緊急地震速報は、最大震度が 5 弱以上と予測された場合、予測震度 4 以上の地域に、テレビ、ラジオ、携帯電話、その他受信端末を通じて伝達される。緊急地震速報を受信した場合は、防災行政無線等により市民等への伝達に努める。 (1) 緊急地震速報の発表 気象庁は、震度 5 弱以上の揺れが予想された場合に、震度 4 以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。 なお、震度 6 弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。 (2) 緊急地震速報の伝達 気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達するとともに、県、市等の関係機関への提供に努める。さらに、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、全国瞬時警報システム（J アラート）経由による市の防災行政無線等を通して市民等へ伝達される。 2 ～ 3 （略） 第 3 節 地震及び津波関連情報の収集、伝達 1 地震及び津波関連情報の収集 大阪管区气象台（松山地方气象台）から県等を通じて本市に伝達される地震及び津波に関する情報は、次のとおりである。 (1) 情報の流れ 津波予報、津波及び地震に関する情報の流れは、次に示すとおりである。	第 3 部 災害応急対策計画 第 3 章 情報活動 第 2 節 地震直後の情報活動 1 緊急地震速報 緊急地震速報は、最大震度が 5 弱以上又は長周期地震動階級 3 以上の揺れがと予測された場合、予測震度 4 以上の地域に、テレビ、ラジオ、携帯電話、その他受信端末を通じて伝達される。緊急地震速報を受信した場合は、防災行政無線等により市民等への伝達に努める。 (1) 緊急地震速報の発表 気象庁は、震度 5 弱以上又は長周期地震動階級 3 以上の揺れが予想された場合に、震度 4 以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。 なお、震度 6 弱以上又は長周期地震動階級 4 の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。 (2) 緊急地震速報の伝達 気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達するとともに、県、市等の関係機関への提供に努める。さらに、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、全国瞬時警報システム（J アラート）経由による市の防災行政無線等を通して市民等へ伝達される。 2 ～ 3 （略） 第 3 節 地震及び津波関連情報の収集、伝達 1 地震及び津波関連情報の収集 大阪管区气象台（松山地方气象台）から県等を通じて本市に伝達される地震及び津波に関する情報は、次のとおりである。 (1) 情報の流れ 津波予報、津波及び地震に関する情報の流れは、次に示すとおりである。	

現 行 計 画	修 正 案	備考
---------	-------	----

大津波警報・津波警報・津波注意報及び津波に関する情報の伝達系統図

令和4年5月現在



※1：津波警報の発表、解除のみ。

※2：警報はEWS（緊急警報放送システムの略）により放送する。

(注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

地域防災計画・水防計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

現行計画			修正案			備考
(2) 情報の種類及び内容 ア 地震に関する情報 大阪管区気象台（松山地方気象台）は、地震発生後、新しいデータが入るにしたがって、順次以下のような情報を発表する。			(2) 情報の種類及び内容 ア 地震に関する情報 大阪管区気象台（松山地方気象台）は、地震発生後、新しいデータが入るにしたがって、順次以下のような情報を発表する。			
情報の種類	発表基準	内容	情報の種類	発表基準	内 容	
震度速報	震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（本市は愛媛県東予）と地震の揺れの検知時刻を速報	<u>震 度 速 報</u>	<u>・震度 3 以上</u>	<u>地震発生から約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（本市は愛媛県東予）と地震の揺れの検知時刻を速報。</u>	
震源に関する情報	震度 3 以上 （津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない。）	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表	<u>震源に関する 情報</u>	<u>・震度 3 以上 （津波警報・注意報を発表した場合は発表しない）</u>	<u>「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</u>	
震源・震度に関する情報 （注）	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 <u>1</u> 3 以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード） 震度 3 以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村名を発表	<u>震源・震度 情報</u>	<u>・震度 1 以上 ・津波警報・注意報発表 または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報） 発表時</u>	<u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。 それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。</u>	
各地の震度に関する情報 （注）	震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村名を発表 ※地震が多数発生した場合には、震度 3 以上の地震についてのみ発表し、震度 2 以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表	<u>長周期地震動に関する 観測情報</u>	<u>・震度 1 以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級 1 以上を観測した場合</u>	<u>地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。 （地震発生から10 分後程度で 1 回発表）</u>	
推計震度分布図	震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表	<u>遠地地震に関する情報</u>	<u>・マグニチュード7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 （国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）</u>	<u>国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、地震発生から概ね30 分以内に発表※ 1。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。</u>	
長周期地震動に関する観測情報	震度 3 以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約 20～30 分後に気象庁ホームページ上に掲載） ※（参考）令和 4 年度後半からは、約 10 分後に発表予定	<u>その他の 情報</u>	<u>・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など</u>	<u>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。</u>	
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）	<u>推計震度 分布図</u>	<u>・震度 5 弱以上</u>	<u>観測した各地の震度データをもとに、250m 四方の格子毎に推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。</u>	
<u>※ 1 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から 1 時間半～ 2 時間程度で発表される。</u>						
情報の種類	発表基準	内容				
震度速報	震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（本市は愛媛県東予）と地震の揺れの検知時刻を速				

地域防災計画・水防計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

現 行 計 画				修 正 案			備考		
その他の情報 (注) 気象庁ホームページでは「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」について、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表している。	・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	をおおむね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表				報			
				震源に関する情報	震度3以上 —(津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない。)—	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模—(マグニチュード)—を発表			
		顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等		顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表	震源・震度に関する情報 —(注)—	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合			地震の発生場所（震源）やその規模—(マグニチュード)—、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
				各地の震度に関する情報 —(注)—		震度1以上			震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模—(マグニチュード)—を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表
				推計震度分布図		震度5弱以上			観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度—(震度4以上)—を図情報として発表
				長周期地震動に関する観測情報		震度3以上			高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模—(マグニチュード)—、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表—(地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載)— ※(参考) 令和4年度後半からは、約10分後に発表予定
				遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模—(マグニチュード)—をおおむね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表			
				その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表			
—(注) 気象庁ホームページでは「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」について、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表している。—									

地域防災計画・水防計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

現行計画				修正案				備考		
イ 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等（略）					イ 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等（略）					
津波警報等の種類と発表される津波の高さ ^{（注）} 等					津波警報等の種類と発表される津波の高さ ^{（注）} 等					
種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と とるべき行動	種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と とるべき行動	
		数値での発表 （津波の高さの予想の区分）	巨大地震 の場合の 発表				数値での発表 （津波の高さの予想の区分）	巨大地震 の場合の 発表		
大津波 警 報	予想される 津波の高さ が高いところ で 3 m を 超える場合	10m超 （10m＜予想高さ）	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	大津波 警 報	予想される 津波の <u>最大波</u> の高さが 高いところ で 3 m を超える場合	巨大	10m超 （10m＜予想 <u>される津波の最大波の</u> 高さ）	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 <u>警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</u>	
		10m （5 m＜予想高さ≤10 m）						10m （5 m＜予想 <u>される津波の最大波の</u> 高さ≤10m）		
		5 m （3 m＜予想高さ≤5 m）						5 m （3 m＜予想 <u>される津波の最大波の</u> 高さ≤5 m）		
津 波 警 報	予想される津波の高さが高いところで 1 m を超え、3 m 以下の場合	3 m （1 m＜予想高さ≤3 m）	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	津 波 警 報	予想される津波の <u>最大波</u> の高さが高いところで 1 m を超え、3 m 以下の場合	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 <u>警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</u>		
津 波 注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2 m 以上、1 m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1 m （0.2m≤予想高さ≤1 m）	（表記しない）	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	津 波 注意報	予想される津波の <u>最大波</u> の高さが高いところで 0.2 m 以上、1 m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	（表記しない）	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。 <u>海水浴や磯釣りは危険なので行わない。</u> <u>注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</u>		
※大津波警報を特別警報に位置付けている。 （注）「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。					※大津波警報を特別警報に位置付けている。 （注）「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。					
（略）					（略）					
2 地震及び津波関連情報の伝達（略）					2 地震及び津波関連情報の伝達（略）					
(1) 津波警報等の情報伝達の留意事項 大阪管区気象台（松山地方気象台）は、地震の規模がマグニチュード8を超えるような過小推計の可能性のある巨大地震に対しては、過小推計とならないよう発表し、その後詳細な状況が明					(1) 津波警報等の情報伝達の留意事項 大阪管区気象台（松山地方気象台）は、地震の規模がマグニチュード8を超えるような過小推計の可能性のある巨大地震に対しては、過小推計とならないよう発表し、その後詳細な状況が明					

地域防災計画・水防計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考
らかになった時点で津波高さの予測値についてより確度の高い津波警報等に更新する。 また、津波警報等の発表・伝達にあたって、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど、住民等が即座に避難行動に取りかかることができるよう工夫する。 津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があることなど津波の特性や、津波警報等が発表されている間は、津波による災害の危険性が継続していることについても伝達する。 (2) 伝達系統 (略) 3 津波に関する措置 (1) 「津波注意報」が発表されたとき ア 海面の監視及び情報の収集を行う。その結果、被害を伴う津波の発生が予想される場合は、住民に対して避難指示等必要な処置をとる。 イ 住民、漁協等関係団体、港湾関係者等に適切な手段により伝達し、テレビ・ラジオ・市の情報に注意するよう呼びかける。 ウ 海浜の遊客（釣り人・サーファー・遊泳者等）に対し避難の伝達に努める。 (2) 「大津波警報」「津波警報」が発表されたとき (略) (3) 「大津波警報」、「津波警報」又は「津波注意報」は未発表だが震度4程度以上の地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき ア～イ (略) ウ 避難指示等 海面の監視、報道の聴取により、被害を伴う津波の発生が予想される場合は、本部長は、住民に対して避難指示等必要な処置をとる。また、海浜の遊客に対して避難の伝達に努める。 第4節 被害状況の収集、伝達 1 情報の収集・伝達系統 (略) 2 地震・津波発生直後の情報収集 (1) 所管施設の状況把握 (略) (2) 支所からの報告 (略) (3) 調査班による情報収集 (略) (4) 消防団・自主防災組織等による情報収集 (略) (5) 参集途上の状況の収集 (略) (6) 発見者による通報 (略)	らかになった時点で津波高さの予測値についてより確度の高い津波警報等に更新する。 また、津波警報等の発表・伝達にあたって、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど、住民等が即座に避難行動に取りかかることができるよう工夫する。 <u>避難の継続や応急活動を支援するために</u>、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があることなど津波の特性や、津波警報等が発表されている間は、津波による災害の危険性が継続していること <u>に加えて、津波の今後の見通し等</u>についても伝達 <u>・解説</u>する。 (2) 伝達系統 (略) 3 津波に関する措置 (1) 「津波注意報」が発表されたとき ア 海面の監視及び情報の収集を行う。その結果、被害を伴う津波の発生が予想される場合は、住民に対して避難指示 <u>を発令する等必要な処置をとる</u>。 イ 住民、漁協等関係団体、港湾関係者等に適切な手段により伝達し、テレビ・ラジオ・市の情報に注意するよう呼びかける。 ウ 海浜の遊客（釣り人・サーファー・遊泳者等）に対し避難の伝達に努める。 (2) 「大津波警報」「津波警報」が発表されたとき (略) (3) 「大津波警報」、「津波警報」又は「津波注意報」は未発表だが震度4程度以上の地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき ア～イ (略) ウ 避難指示 <u>等</u> 海面の監視、報道の聴取により、被害を伴う津波の発生が予想される場合 <u>には</u>、本部長は、<u>住民及び海浜の遊客等に対して避難指示を発令する</u> <u>住民に対して避難指示等必要な処置をとる。また、海浜の遊客に対して避難の伝達に努める</u>。 第4節 被害状況の収集、伝達 1 情報の収集・伝達系統 (略) 2 地震・津波発生直後の情報収集 (1) 所管施設の状況把握 (略) (2) 支所からの報告 (略) (3) 調査班による情報収集 (略) (4) 消防団・自主防災組織等による情報収集 (略) (5) 参集途上の状況の収集 (略) (6) 発見者による通報 (略) <u>(7) 無人航空機等による情報収集</u> <u>本部総括班（本部総括担当）は、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機、無人航空</u>	

地域防災計画・水防計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考
(7) 県への応援要請 (略) 3～4 (略) 5 第一次情報の報告 総括部長は、災害発生直後には、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況、119番通報の殺到状況等の情報を関係各班から収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに県へ連絡する。即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報を県に対してだけでなく国（総務省消防庁）に対しても原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。ただし、通信途絶等により県へ連絡できない場合は、国（総務省消防庁経由）へ直接連絡する。 特に、行方不明者の数については、搜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無に係わらず、市域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。 なお、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとし、県が人的被害の数について広報を行う際には、適切に行われるよう県に協力する。 さらに、市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。また、県と連携し、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。 (略)	<u>機、高所監視カメラ等による目視、撮影等による情報収集を行う。</u> (<u>87</u>) 県への応援要請 (略) 3～4 (略) 5 第一次情報の報告 総括部長は、災害発生直後には、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況、119番通報の殺到状況等の情報を関係各班から収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに県へ連絡する。即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報を県に対してだけでなく国（総務省消防庁）に対しても原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。ただし、通信途絶等により県へ連絡できない場合は、国（総務省消防庁経由）へ直接連絡する。 特に、行方不明者の数については、搜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無に係わらず、市域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。 なお、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとし、県が人的被害の数について広報を行う際には、適切に行われるよう県に協力する。 さらに、市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。また、県と連携し、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。<u>収集・精査に時間を要する場合は、可能な限り速やかに公表できるよう県に対して段階的に提供する。</u> <u>なお、安否不明者の公表にあたっては、配偶者からの暴力（DV）やストーカー行為の被害者等である可能性を考慮し、住民基本台帳の閲覧等制限がされていないことを事前に確認する。</u> (略)	
第6章 地震災害時の避難活動 第1節 高齢者等避難、避難指示等 震災時に同時多発の火災が拡大延焼するなど、その地域住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令を行う。 なお、避難指示等の発令にあたっては、指定地方行政機関の長又は知事に対する当該事項についての助言を求めることができる。 避難指示等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。 1 高齢者等避難及び避難指示等の実施責任者及び基準 避難指示等の実施責任者及び発令基準は、次のとおりとする。 なお、避難指示等の発令にあたっては、発令基準及び气象台等の関係機関等からの助言を踏まえて総合的に判断して発令するものとする。	第6章 地震災害時の避難活動 第1節 高齢者等避難、避難指示等 震災時に同時多発の火災が拡大延焼するなど、その地域住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令を行う。 なお、避難指示等の発令にあたっては、指定地方行政機関の長又は知事に対する当該事項についての助言を求めることができる。<u>さらに、市は、避難指示の発令にあたり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。</u> 避難指示等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。 1 高齢者等避難及び避難指示等の実施責任者及び基準 避難指示等の実施責任者及び発令基準は、次のとおりとする。 なお、避難指示等の発令にあたっては、発令基準及び气象台等の関係機関等からの助言を踏まえて総合的に判断して発令するものとする。	

地域防災計画・水防計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

現 行 計 画				修 正 案				備 考	
	実施者	実施の基準	根拠法		実施者	実施の基準	根拠法		
	市長	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければ人的被害の発生する可能性が高まったとき、高齢者等避難を発令する。	災 害 対 策 基 本 法 第 56 条		市長	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければ人的被害の発生する可能性が高まったとき、高齢者等避難を発令する。	災 害 対 策 基 本 法 第 56 条		
		災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあり、住民の生命及び身体を保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があるときは、必要と認める地域の必要と認める住民等に対し避難の指示を発令する。 また、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって住民の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認める場合には、可能な範囲で緊急安全確保を発令し、直ちに安全を確保するための措置を指示する。 これらの場合、直ちに県地方局長（県本部支部長）を通じて知事（県本部長）に報告する。	災 害 対 策 基 本 法 第 60 条			災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあり、住民の生命及び身体を保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があるときは、必要と認める地域の必要と認める住民等に対し避難の指示を発令する。 また、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって住民の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認める場合には、可能な範囲で緊急安全確保を発令し、直ちに安全を確保するための措置を指示する。 これらの場合、直ちに県地方局長（県本部支部長）を通じて知事（県本部長）に報告する。	災 害 対 策 基 本 法 第 60 条		
	警 察 官 又 は 海 上 保 安 官	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、避難の指示、緊急安全確保措置の指示が必要と認められる事態において、市長が指示できないと認められるとき、又は市長から要請があったとき、当該地域の住民等に対し避難の指示、緊急安全確保措置の指示を行う。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちにこれらの指示をした旨を市長に通知する。	災 害 対 策 基 本 法 第 61 条		警 察 官 又 は 海 上 保 安 官	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、避難の指示、緊急安全確保措置の指示が必要と認められる事態において、市長が指示できないと認められるとき、又は市長から要請があったとき、当該地域の住民等に対し避難の指示、緊急安全確保措置の指示を行う。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちにこれらの指示をした旨を市長に通知する。	災 害 対 策 基 本 法 第 61 条		
	警察官	災害の発生により危険な状態が生じ、特に急を要する場合においては、その危険を避けるための避難の措置を行う。	警 察 官 職 務 執 行 法 第 4 条		警察官	災害の発生により危険な状態が生じ、特に急を要する場合においては、その危険を避けるための避難の措置を行う。	警 察 官 職 務 執 行 法 第 4 条		
	知 事 又 は そ の 命 を 受 け た 職 員	洪水又は高潮等により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める地域の住民に対し、避難のための立退きを指示する。 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める地域の住民に対し、避難のための立退きを指示する。この場合、水防管理者は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。	水 防 法 第 29 条 地 す べ り 等 防 止 法 第 25 条		知 事 又 は そ の 命 を 受 け た 職 員	洪水又は高潮等により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める地域の住民、 <u>滞在者その他の者</u> に対し、避難のための立退きを指示する。 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める地域の住民に対し、避難のための立退きを指示する。この場合、水防管理者は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。	水 防 法 第 29 条 地 す べ り 等 防 止 法 第 25 条		
	自衛官	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその現場にいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対し、避難の措置を講ずる。	自 衛 隊 法 第 94 条		自衛官	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその現場にいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対し、避難の措置を講ずる。	自 衛 隊 法 第 94 条		
	水防管理者（市長）	洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める地域の住民に対し、避難のための立退きを指示する。	水 防 法 第 29 条		水防管理者（市長）	洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める地域の住民、 <u>滞在者その他の者</u> に対し、避難のための立退きを指示する。	水 防 法 第 29 条		
県知事による措置の代行			災 害 対 策 基 本 法 第 60 条 第 6 項						

地域防災計画・水防計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

現 行 計 画		修 正 案		備 考
(略)		県知事による措置の代行	災害の発生により市長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって避難指示、緊急安全確保の発令を行う。この場合、知事はその旨を公示する。	災 害 対 策 基 本 法 第 60 条 第 6 項
	(略)			
第 7 章 津波災害時の避難活動		第 7 章 津波災害時の避難活動		
第 1 節 避難指示		第 1 節 避難指示		
津波警報等の津波予報が発表された場合は、地域住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して、速やかに的確な避難指示を発令し、危険な地域からの一刻も早い避難行動を促す。 また、津波等により同時多発の火災が拡大延焼するなど、その地域住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して、避難指示を発令する。 なお、避難指示の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。		津波警報等の津波予報が発表された場合は、地域住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して、速やかに的確な避難指示を発令し、危険な地域からの一刻も早い避難行動を促す。 また、津波等により同時多発の火災が拡大延焼するなど、その地域住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して、避難指示を発令する。 <u>避難指示の発令にあたっては、指定地方行政機関の長又は知事に対する当該事項についての助言を求めることができる。さらに、市は、避難指示の発令にあたり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。</u> なお、避難指示の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。		
(略)		(略)		
第 1 1 章 災害拡大防止活動		第 1 1 章 災害拡大防止活動		
第 1 節 消防活動		第 1 節 消防活動		
1 消防活動の基本方針 (略) 2 消防機関の活動 (1) 消防本部の活動 (略) ア～イ (略 ウ 救急救助活動の留意事項 (略) (ア)～(エ) (略) (オ) 高層建築物等に対する救急救助活動については、消防法に定める防火管理者による自主救護活動との連携を積極的に推進する。 (2) 消防団（各方面隊）の活動 (略) カ 自主防災組織の指揮活動 災害発生区域が広範囲にわたる場合には、市民、自主防災組織の消防班を指揮し、応急対策		1 消防活動の基本方針 (略) 2 消防機関の活動 (1) 消防本部の活動 (略) ア～イ (略 ウ 救急救助活動の留意事項 (略) (ア)～(エ) (略) (オ) 高層建築物等に対する救急救助活動については、消防法 <u>(昭和 23 年法律第 186 号)</u> に定める防火管理者 <u>(平成 19 年法律第 93 号に定める防災管理者)</u> による自主救護活動との連携を積極的に推進する。 (2) 消防団（各方面隊）の活動 (略) カ 自主防災組織の指揮活動 災害発生区域が広範囲にわたる場合には、市民、自主防災組織の <u>消火消防</u> 班を指揮し、応急		

地域防災計画・水防計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考
にあたる。 キ 消防団員の安全確保 消防団員は、自身の安全確保が難しいと判断したときは、自らの命を守るための避難行動を最優先するものとする。 (3) 職員等の惨事ストレス対策 (略) 3 応援要請 本部長が、消防活動にあたり広域的な応援を必要と認める場合は、総括部長は、「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」等に基づき、他市町等に応援要請を行う。 4～6 (略) 第 4 節 被災建築物及び被災宅地に対する応急危険度判定の実施 (略)	対策にあたる。 キ 消防団員の安全確保 消防団員は、自身の安全確保が難しいと判断したときは、自らの命を守るための避難行動を最優先するものとする。 (3) 職員等の惨事ストレス対策 (略) 4 応援要請 本部長が、消防活動にあたり広域的な応援を必要と認める場合は、は、<u>消防長総括部長</u>は、「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」等に基づき、他市町等に応援要請を行う。 <u>県内の応援協定による消防力では災害に対応できない場合は、消防組織法第 44 条の規定に基づき、県知事を通じて消防庁長官へ緊急消防援助隊の応援出動等の措置を要請する。</u> 4～6 (略) 第 4 節 被災建築物及び被災宅地に対する応急危険度判定の実施 (略)	
第 1 7 章 ライフラインの確保対策 第 4 節 電力施設 (略) 第 7 節 電信電話施設 電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。 1～3 (略) 4 K D D I 株式会社、ソフトバンク株式会社 通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため必要な次の措置を講ずる。 (1) 電気通信施設の整備及び保全 (2) 災害時における電気通信の疎通 (3) 災害用伝言板サービスの提供	第 1 7 章 ライフラインの確保対策 第 4 節 電力施設 (略) 第 7 節 電信電話施設 電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、<u>復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び市民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトッ プページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する</u>や復旧の状況等を関係機関に共有する。 1～3 (略) 4 K D D I 株式会社、ソフトバンク株式会社、<u>楽天モバイル株式会社</u> 通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため必要な次の措置を講ずる。 (1) 電気通信施設の整備及び保全 (2) 災害時における電気通信の疎通 (3) 災害用伝言板サービスの提供	

現行計画	修正案	備考
第 1 9 章 危険物施設等の応急対策	第 2 0 章 危険物施設等の応急対策	
第 1 節 危険物施設	第 2 節 危険物施設	
(略)	(略)	

現行計画	修正案	備考
第4部 災害復旧・復興計画	第4部 災害復旧・復興計画	

現 行 計 画	修 正 案	備考
第 5 部 南海トラフ地震防災対策推進計画	第 5 部 南海トラフ地震防災対策推進計画	
第 3 章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	第 3 章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	
第 1 節 津波からの防護	第 1 節 津波からの防護	
1 地震発生時の措置 （略） 2 堤防、水門等の整備等 （略）	1 地震発生時の措置 （略） 2 堤防、水門等の整備等 （略） 3 <u>道路防災対策等</u> <u>道路管理者は、津波発生時における道路利用者の安全確保を図るため、津波浸水想定区域内の道路において、道路防災対策及び改良整備、円滑な避難誘導支援対策、津波被害軽減のための防災意識の向上対策を実施する。</u> <u>(1) 道路防災対策及び改良整備</u> <u>道路管理者は、津波発生時における避難路を確保するため、耐震点検等で対応が必要とされた橋りょう、法面等及び未改良区間について、緊急輸送道路等、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路、その他緊急性の高い路線及び箇所から順次、補強対策や改良整備を実施する。</u> <u>(2) 円滑な避難誘導支援対策</u> <u>道路管理者は、津波警報発表時等における避難活動を支援するため、道路情報提供装置等を適切に配置・操作し、リアルタイムでの情報提供に努める。あわせて、落下、倒壊のおそれのある付属施設等の補強対策を実施し、避難活動の円滑化に努める。</u> <u>(3) 津波被害軽減のための防災意識の向上対策</u> <u>道路管理者は、道路利用者及び沿線住民の防災意識を高めるとともに、津波発生時の避難行動に役立てるため、標識柱等の道路施設に海拔情報を付加する。</u> <u>(4) 道路施設の長寿命化対策</u> <u>道路管理者は、道路施設の劣化状況の把握や将来予測を行い、長寿命化計画を作成・実施し、その適切な維持管理に努める。</u>	
第 6 節 水道、電気、ガス、通信及び放送関係の活動	第 6 節 水道、電気、ガス、通信及び放送関係の活動	
1 ～ 3 （略） 4 通信（西日本電信電話株式会社愛媛支店、株式会社 N T T ドコモ四国支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、K D D I 株式会社、ソフトバンク株式会社） 通信事業の管理者は、津波警報等の情報を確実に伝達するため、電源を確保するものとする。また、地震発生後、電話が輻輳した場合の対策等の措置を講ずるものとする。	1 ～ 3 （略） 4 通信（西日本電信電話株式会社愛媛支店、株式会社 N T T ドコモ四国支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、K D D I 株式会社、ソフトバンク株式会社、<u>楽天モバイル株式会社</u>） 通信事業の管理者は、津波警報等の情報を確実に伝達するため、電源を確保するものとする。また、地震発生後、電話が輻輳した場合の対策等の措置を講ずるものとする。	

地域防災計画・水防計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考
(1)～(2) （略） (3) ソフトバンク株式会社が行う措置 （略）	(1)～(2) （略） (3) ソフトバンク株式会社、<u>楽天モバイル株式会社</u>が行う措置 （略）	
第 4 章 時間差発生等における円滑な避難の確保等	第 4 章 時間差発生等における円滑な避難の確保等	
第 1 節 「南海トラフ地震に関連する情報」について	第 1 節 「南海トラフ地震に関連する情報」について	
1 南海トラフ地震に関連する情報 気象庁は、南海トラフ沿いで観測された異常な現象について、調査を開始した場合、調査を継続している場合、又は調査の結果及び状況の推移等を発表する場合等に「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する。 （略）	1 南海トラフ地震に関連する情報 気象庁は、<u>南海トラフ沿いでマグニチュード 6.8 以上の地震が発生した場合や南海トラフ沿いの地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する（この二つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ）。南海トラフ沿いで観測された異常な現象について、調査を開始した場合、調査を継続している場合、又は調査の結果及び状況の推移等を発表する場合等に「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する。</u> （略）	
第 3 節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策	第 3 節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策	
1 ～ 4 （略）	1 ～ 4 （略）	
5 避難対策等 （略） ク 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等除く。）及び事前避難対象地域外の日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。 （略）	6 避難対策等 （略） ク 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）<u>等</u>が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等除く。）及び事前避難対象地域外の日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。 （略）	
第 4 節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策	第 4 節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策	
1 ～ 3 （略）	1 ～ 3 （略）	
4 市のとるべき措置 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。 また、市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。	5 市のとるべき措置 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）<u>等</u>が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。 また、市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。	